

**公立学校共済組合静岡支部
第2期データヘルス計画書
(平成30年度～令和5年度)**

計画策定：平成29年12月

最終更新：令和3年12月



公立学校共済組合静岡支部

目 次

序章 計画作成にあたって.....	1
1 データヘルス計画作成の背景.....	1
2 当共済組合データヘルス計画の期間.....	1
3 中間分析について(令和2年度実施)	1
第1章 静岡支部の基本情報.....	2
1 概要	2
2 組合員等の状況.....	2
第2章 保健事業として対策を講ずるべき疾病の把握と対策の方向性	3
1 概要	3
2 保健事業として対策を講ずるべき疾病の整理	4
3 タイプ別の組合員一人当たり医療費	7
4 生活習慣病の詳細傾向と対策の方向性	9
5 悪性新生物の詳細傾向と対策の方向性	29
6 精神の疾病の詳細傾向と対策の方向性	35
第3章 健康課題に対応した保健事業の整理.....	41
1 当共済組合全体の重点取組事項	41
2 既存事業の確認と新規事業	43
3 事業の具体的な実施内容	43
第4章 各事業の評価項目及び目標値の設定	44
第5章 データヘルス計画の評価と見直し	46
1 健康・医療情報の活用及びP D C Aサイクルに沿った事業運営	46
2 第2期データヘルス計画の基本的な考え方	46
第6章 計画の公表・周知.....	47
第7章 個人情報の保護.....	47
第8章 備考	47

<注記>

単位未満の端数は、調整しているため、内容の計と合計が一致しないことがあります。



序章 計画作成にあたって

1 データヘルス計画作成の背景

平成 18 年度からレセプトの電子化が段階的に義務付けられ、平成 20 年度に特定健康診査が導入されて統一した健診データの蓄積が進んできました。

これを受け、平成 25 年に国が閣議決定した「日本再興戦略」や関係閣僚申し合せによる「健康・医療戦略」に基づき、予防、健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして「データヘルス計画」が始まることとなりました。

公立学校共済組合（以下「当共済組合」といいます。）においても平成 27 年度からレセプトと特定健康診査のデータをもとに、より効果的な保健事業を実施する「データヘルス」を開始しています。

また、平成 30 年度から後期高齢者支援金の加算・減算制度について、特定健康診査・特定保健指導や予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視する仕組みに見直しが行われることとなっています。

当共済組合は、組合が取得することができる組合員等の健康状態に関する情報（以下「健康情報」という。）に基づき、既存事業の効果を検証し、医療保険分野に係る国の ICT 政策の動向を注視しつつ、健康情報の管理及び分析並びに活用を PDCA サイクルとして年間事業計画へ組み込み、効果的な取組みを行うものとします。

このような中で、第 2 期データヘルス計画においては、蓄積された電子データを用い、PDCA サイクルの実践を図ることにより、より本格的な保健事業に取り組むよう求められています。

2 当共済組合データヘルス計画の期間

当共済組合第2期データヘルス計画の実施期間は、国の第2期データヘルス計画を踏まえ、平成30年度から令和5年度までとしています。

3 中間分析について（令和2年度実施）

当共済組合では中間分析として、第2期データヘルス計画書作成時に集計を行った平成23年度から平成27年度のデータに平成28年度から平成30年度のデータを追加分析し、データヘルス計画書の重点取組事項を中心に、直近の状況を把握します。

各重点取組事項の直近の状況を把握する目的は大きく2つあり、一つは第1期データヘルス計画の振り返りを行うこと、もう一つは第2期データヘルス計画のPDCAサイクルをより推進することです。

第1期データヘルス計画の振り返りとして、平成27年度から平成30年度への数値の変化より重点的の取り組んできた保健事業が当共済組合の健康課題に合っていたか、評価（PDCAの『C (Check)』）と見直し『A (Act)』を行います。

また、その評価をもとに、第2期データヘルス計画の推進強化を図ります。第1期データヘルス計画の評価と直近の状況から、第2期では当共済組合の健康課題に合った保健事業を見極め『P (Plan)』、より効果的な保健事業の強化『D (Do)』を進めます。

第1章 静岡支部の基本情報

1 概要

当共済組合は、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」といいます。）に基づき設立され、公立学校の教職員及び都道府県教育委員会の職員などを組合員とし、組合員・被扶養者を合算した加入者数が 160 万人（平成 30 年度末）を超える大規模な医療保険者です。このため、保健事業の全体を本部が統括し、健診や保健指導の提供をはじめとした、具体的な健康管理のための事業については、各都道府県に設置された支部が主に計画・実施しています。

2 組合員等の状況

(1) 一般組合員及び船員組合員数（平成 31 年 3 月 31 日現在）

- ・ 全体 : 26,111 人
- ・ 男性 : 13,176 人
- ・ 女性 : 12,935 人

(2) 任意継続組合員数（平成 31 年 3 月 31 日現在）

- ・ 全体 : 632 人
- ・ 男性 : 395 人
- ・ 女性 : 237 人

(3) 被扶養者数(任意継続組合員の被扶養者数含む)（平成 31 年 3 月 31 日現在）

- ・ 全体 : 19,736 人

(4) 一般組合員及び船員組合員の平均年齢（平成 30 年 9 月 30 日現在）

- ・ 全体 : 43.6 歳
- ・ 男性 : 45.4 歳
- ・ 女性 : 41.7 歳

(5) 加入者の平均年齢（平成 30 年 9 月 30 日現在）

- ・ 全体 : 34.2 歳
- ・ 男性 : 33.9 歳
- ・ 女性 : 34.4 歳

*加入者…一般組合員及び船員組合員・任意継続組合員・被扶養者を全て含む。

第2章 保健事業として対策を講ずるべき疾病の把握と対策の方向性

1 概要

静岡支部（以下「当支部」といいます。）の疾病構造を把握するために、医療費及び特定健康診査結果の分析を実施しました。分析に際しては、当共済組合の全体平均並びに性・年齢構成の近い宮城支部、群馬支部、埼玉支部、鳥取支部及び熊本支部と比較することで、当支部の特徴を確認しました。

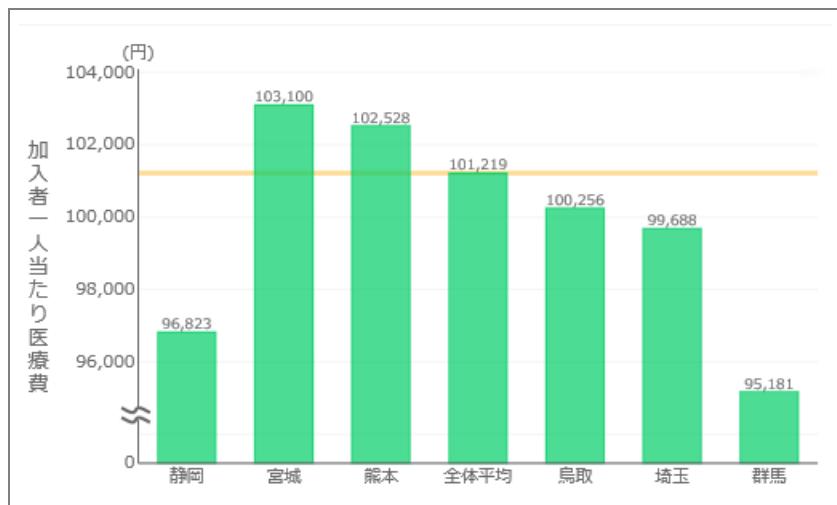
（1）加入者一人当たり医療費の傾向

当支部の平成 30 年度の加入者一人当たり医療費は、96,823 円であり、全体平均の

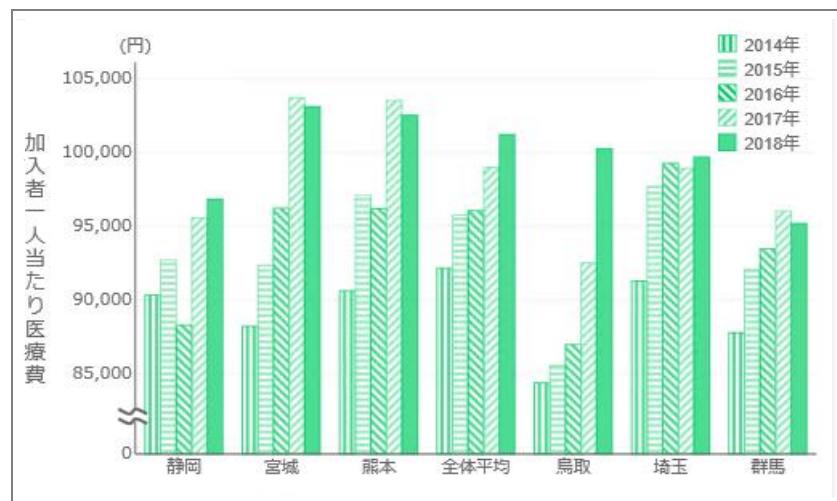
101,219 円より低く、当支部も含む 6 支部の中では、2 番目に低くなっています。

また、平成 27 年度の 92,711 円から増加傾向にあります。

加入者一人当たり医療費の比較（平成 30 年度）



加入者一人当たり医療費の増減傾向（平成 26 年度～平成 30 年度）



2 保健事業として対策を講ずる疾病の整理

(1) 概要

データヘルス計画の目的である「データに基づき効果的・効率的に組合員及び被扶養者の健康維持・増進を図る」に照らし、また、医療保険者として「保健事業により事前に対策を講ずることで、その後の医療機関での治療行為を減らす」ことが優先順位として高いという考え方の下に、レセプト（医療費）データ・健診データの分析を実施しました。

(2) 優先順位の高い疾病を把握する方法

医療保険者の立場で対策を講ずるべき優先順位の高い疾病を的確に把握するため、疾病を次のとおりタイプ1からタイプ4までの4つに分類して優先順位をつけることとしました。

縦軸は、健診又は検診によりリスク者を特定することができる疾病かどうかという分類です。

横軸は、保健事業により事前に予防が可能か、事後の治療のみ対策が可能かという分類です。

疾病特性の分類（「対策の性質」と「リスク者の特定の可否」による分類）

		対策の性質	
		事前 (予防)	事後 (治療)
健診 ・ 検診 による リスク 者の 特定	できる	タイプ1 (生活習慣病)	タイプ2 (悪性新生物)
	できない	タイプ3 (精神の疾病)	タイプ4 (その他の疾病)

① タイプ1 = 生活習慣病（糖尿病・高血圧など）

- ・健康状態を確認する「健診」でリスク者の特定が可能で、保健事業により事前の予防が可能な疾病です。
- ・生活習慣病のリスク者を特定・優先順位付けし、リスクに応じた予防の対策を講じることが重要です。

② タイプ2 = 悪性新生物（がん）

- ・特定の病気を確認する「検診」でリスク者の特定が可能ですが、リスク者の

特定ができた段階では治療が中心となり、保健事業により事前の予防が難しい疾病です。

- ・リスク者を早期治療に繋げるために、「検診」で早期発見の機会を提供することが重要です。

③ タイプ3 = 精神の疾病

- ・医療保険者による健診又は検診でのリスク者の特定が難しいものの、発生している年代、性別、所属などを確認し、それに応じた予防を全体に講じることが可能な疾病です。
- ・組合員の精神の疾病に関しては、職場での対応が中心となります。保険者の立場からの支援も考えられます。
- ・なお、花粉症、インフルエンザなどの季節性の疾病である「呼吸器系疾患」は、予防接種など対策が限られることから、優先順位の判断の際には、除外しています。

④ タイプ4 = その他の疾病

- ・健診又は検診によるリスク者の特定が難しく、保健事業により事前の予防も難しい疾病です。
- ・予防の対策を講じることができないため、医療保険者として適切な給付を行うことのみになります。

(3) タイプ別の具体的な傷病について

(2) の分類については、予防医学の専門的な知識がない者でも、対策が必要な疾患病を的確に把握し、その原因の類推ができるように工夫されたものとなっています。

今回は、下表のとおり具体的な疾病を(2)により分類しました。

公立学校共済組合として再整理したタイプ別の疾病

タイプ	疾病	具体的な疾病名
タイプ 1	生活習慣病	糖尿病
		その他の内分泌、栄養及び代謝疾患（脂質代謝異常など）
		高血圧性疾患
		虚血性心疾患
		くも膜下出血
		脳内出血
		脳梗塞
		脳動脈硬化（症）
		その他の脳血管疾患（動脈瘤など）
		動脈硬化（症）
		慢性閉塞性肺疾患
タイプ 2	悪性新生物	胃の悪性新生物
		結腸の悪性新生物
		直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物
		気管、気管支及び肺の悪性新生物
		乳房の悪性新生物
		子宮の悪性新生物
タイプ 3	精神の疾病	気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）
		神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
タイプ 4	その他の疾病	タイプ1～3以外の疾患（リウマチ性疾患・先天性の疾患など）

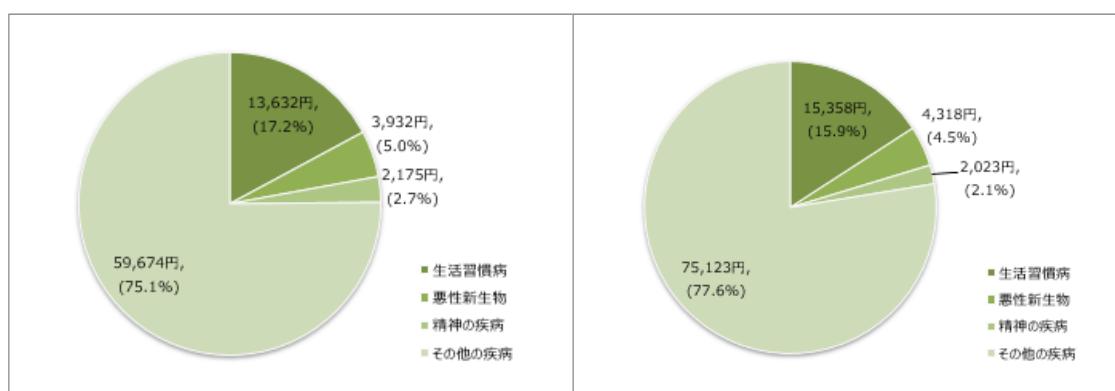
3 タイプ別の加入者一人当たり医療費

(1) 概要

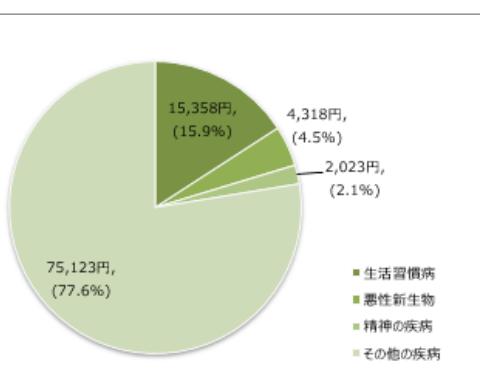
平成 30 年度における加入者一人当たり医療費を、「疾病特性の分類」のタイプ別に確認したところ、最も多いのは、その他の疾病（75,123 円、77.6%）であり、次いで生活習慣病（15,358 円、15.9%）、悪性新生物（4,318 円、4.5%）、精神の疾病（2,023 円、2.1%）でした。また、各タイプの増加・減少傾向を確認したところ、精神の疾患以外は増加傾向にあることが確認できます。

疾病特性の分類におけるタイプ別の加入者一人当たり医療費の内訳

平成 23 年度



平成 30 年度



加入者一人当たり医療費の推移（平成 23 年度→平成 30 年度）

疾病	平成 23 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	傾向 (平成 23 年度比)	
				傾向	(平成 23 年度比)
生活習慣病	13,632 円	14,160 円	15,358 円	↑	1,726 円
悪性新生物	3,932 円	4,653 円	4,318 円	↑	386 円
精神の疾病	2,175 円	2,235 円	2,023 円	↓	152 円
その他の疾病	59,674 円	71,663 円	75,123 円	↑	15,449 円
合計	79,413 円	92,711 円	96,822 円	↑	17,409 円

※ その他の疾病には、季節性の疾病を含んでいます。

(2) 生活習慣病などの対策を講ずる優先順位

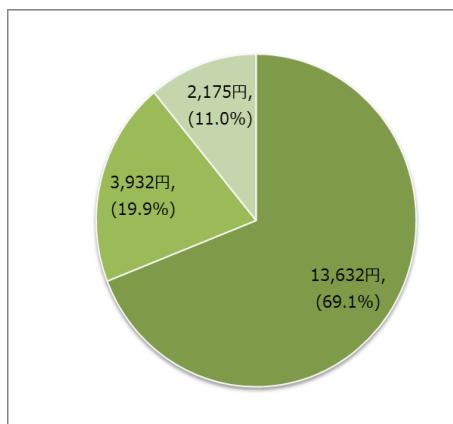
生活習慣病（タイプ1）、悪性新生物（タイプ2）、精神の疾病（タイプ3）の3タイプの疾病について、加入者一人当たり医療費の観点に限って、対策を講ずるべき優先順位を考えると、3タイプの疾病の中で、生活習慣病が占める割合が70.8%と最も多くなっていることから生活習慣病を優先順位が最も高い疾病と位置付けました。

また、その次は、悪性新生物の占める割合が19.9%と高いため、悪性新生物を優先順位の第2位と位置付けました。

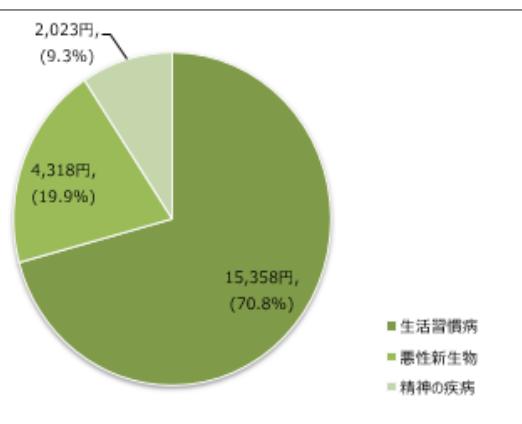
さらに、優先順位の第3位として精神の疾病を位置付け、対策を講ずる優先順位は、
生活習慣病 > 悪性新生物 > 精神の疾病 の順としました。

タイプ1～3の加入者一人当たり医療費の内訳

平成23年度



平成30年度



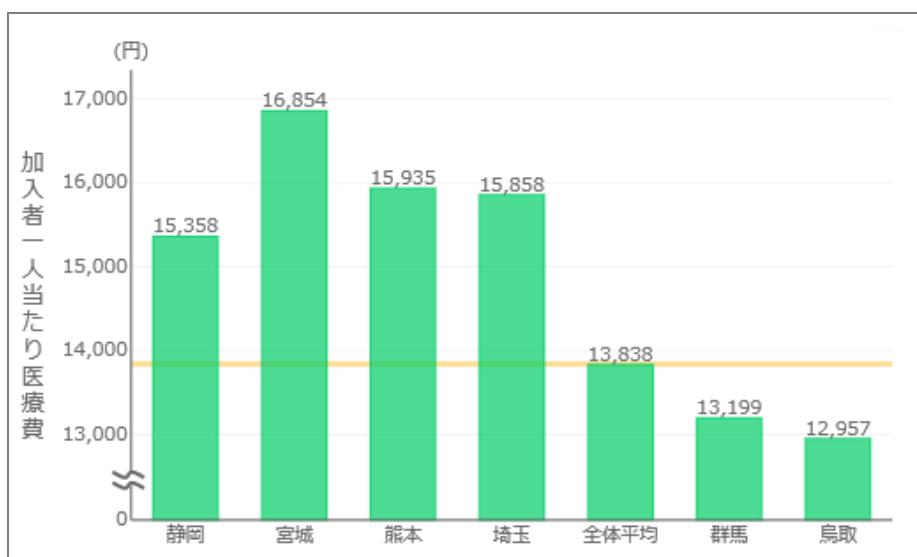
4 生活習慣病の詳細傾向と対策の方向性

(1) 加入者一人当たり医療費の状況

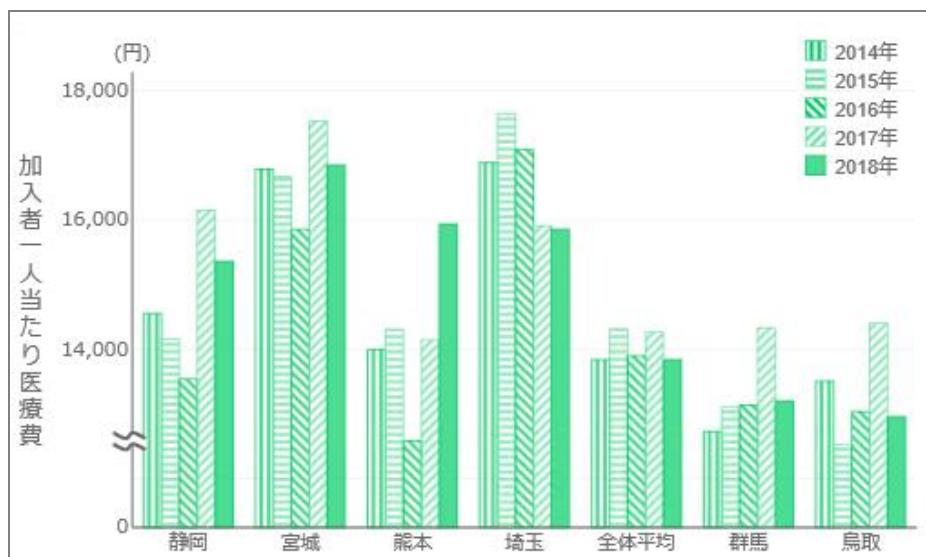
当支部の平成30年度の生活習慣病における加入者一人当たり医療費は15,358円で、全体平均の13,838円より1,520円高く、また、比較6支部の中でも4番目に高いため、対策による改善可能性はあるものと考えられます。

また、当支部の経年変化を確認してみると、平成26年度以降減少傾向にあったものの、平成29年度に増加に転じています。

生活習慣病における加入者一人当たり医療費の比較（平成30年度）



生活習慣病における加入者一人当たり医療費の増減傾向（平成26年度～平成30年度）



(2) 有病者率及び有病者一人当たり医療費

ア 概要

多くの人が罹る病気について、病気になる人を減らす・増やさない取組（1次予防）や、重症者が多い病気の医療機関への早期受診勧奨（2次予防）、重症化予防（3次予防）といった「対策の方向性」を明確にすることを目的として、生活習慣病における加入者一人当たり医療費を「有病者率」及び「有病者一人当たり医療費」に分解して、より詳細に確認することとしました。

有病者率と有病者一人当たり医療費（「対策の方向性」を明確にする考え方）

$$\text{加入者一人当たり医療費} = \frac{\text{受診者数}}{\text{加入者数}} \times \frac{\text{医療費}}{\text{受診者数}}$$

↓ ↓
(有病者率) **(有病者一人当たり医療費)**

① 有病者率

- ・有病者率は、加入者のうち、その疾病で医療機関に受診している者の割合を示しています。
- ・有病者率の高い疾病＝「多くの人がその疾病で医療機関に受診している」と考えられることから、病気になる人を減らす・増やさない取組（1次予防）が重要であると考えられます。

② 有病者一人当たり医療費

- ・その疾病で医療機関に受診している者のその疾病に対する一人当たり医療費を示しています。
- ・有病者一人当たり医療費が高い＝「その疾病的重症化が進んでいる」と考えられることから、早期治療の勧奨を促す受診勧奨（2次予防）や重症化予防（3次予防）が重要であると考えられます。

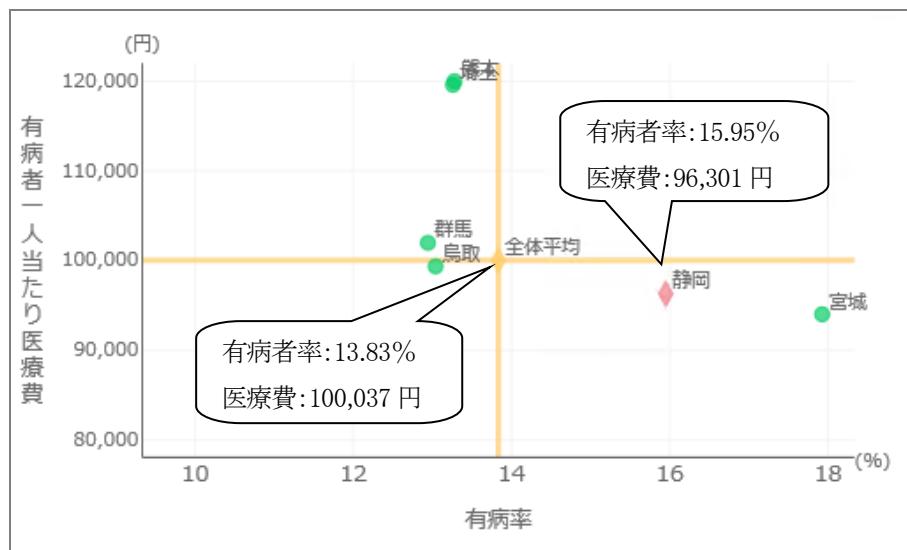
イ 有病者率及び有病者一人当たり医療費の状況

当支部の平成 30 年度の生活習慣病における有病者率は 15.95% で、有病者一人当たり医療費は 96,301 円となっています。

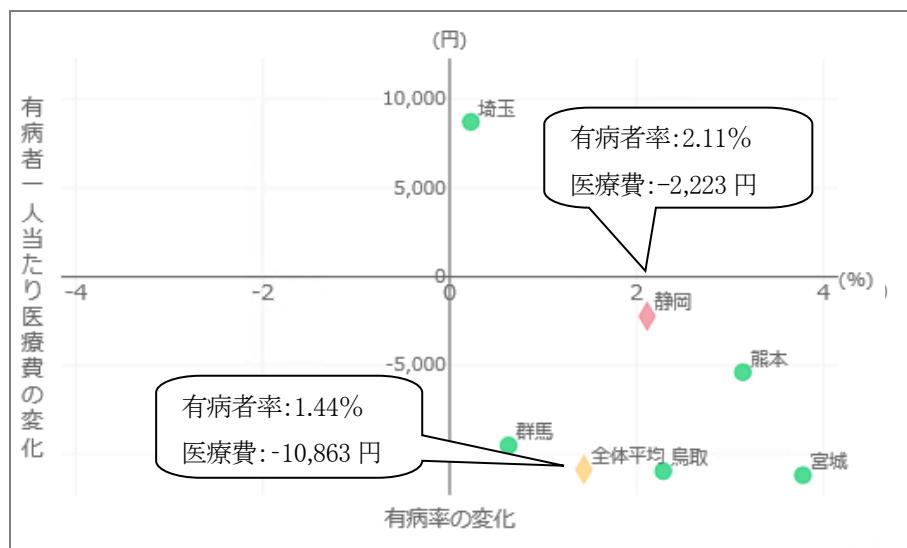
特徴として、有病者率は全体平均の 13.83% より高く、比較 6 支部の中では 2 番目に位置する一方で、有病者一人当たり医療費が、全体平均 100,037 円より 3,736 円低く、比較 6 支部の中で 2 番目に低くなっています。

平成 23 年度から平成 30 年への経年変化を確認すると、当支部の有病者率の増減は +2.11% で、全体平均の +1.44% と比べ 0.67% 高くなっていますが、有病者一人当たり医療費は 2,223 円減っています。比較 6 支部の内、医療費が減少傾向にある 5 支部の中では最も下がり幅が小さくなっています。

生活習慣病における有病者率と有病者一人当たり医療費の比較（平成 30 年度）



生活習慣病における有病者率と有病者一人当たり医療費の推移（平成 23 年度⇒平成 30 年度）



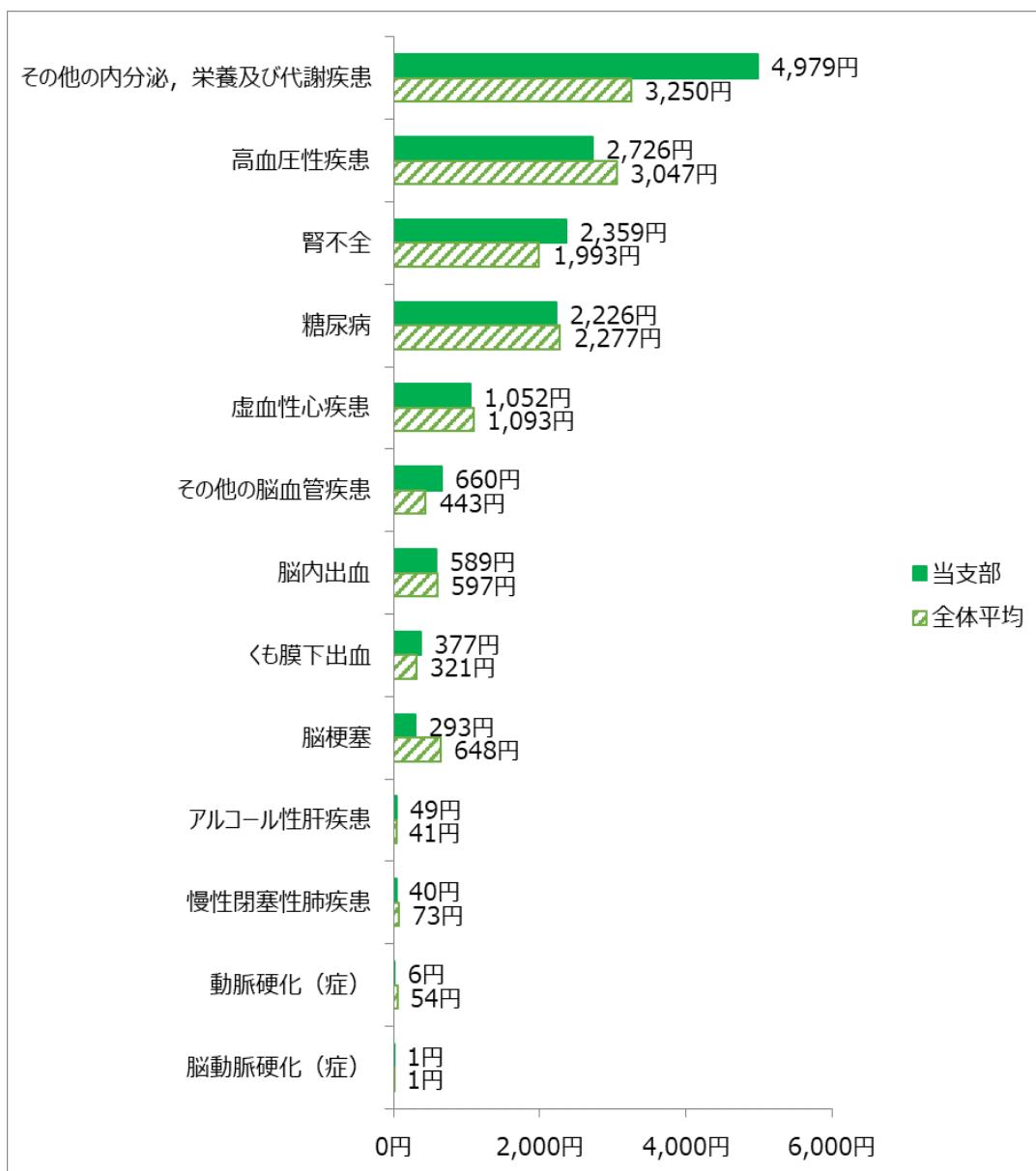
(3) 生活習慣病における加入者一人当たり医療費の内訳

ア 疾病別加入者一人当たり医療費

加入者一人当たり医療費の内訳を確認すると、上位5つは、「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」で4,979円(32.4%)、「高血圧性疾患」で2,726円(17.8%)、「腎不全」で2,359円(15.4%)、「糖尿病」で2,226円(14.5%)、「虚血性心疾患」で1,052円(6.9%)となっています。全体平均と比較すると、「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」、「腎不全」の医療費が高くなっていることが分かります。

※「%」は生活習慣病における疾病別加入者一人当たり医療費全体に占める割合

生活習慣病における疾病別加入者一人当たり医療費（平成30年度）



イ 疾病別加入者一人当たり医療費の経年変化（平成 23 年度⇒平成 27 年度）

上位 5 つの平成 23 年度から平成 30 年度の増減を確認すると、「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」が 2,006 円、「腎不全」が 567 円、「糖尿病」が 23 円増加している一方、「高血圧性疾患」が 564 円、「虚血性心疾患」が 452 円減少しています。

生活習慣病における加入者一人当たり医療費の推移（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

	平成 23 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	傾向 (平成 23 年度比)	
その他の内分泌、栄養及び代謝疾患（脂質代謝異常など）	2,973 円	3,688 円	4,979 円	↑	2,006 円
高血圧性疾患	3,290 円	3,018 円	2,726 円	↓	-564 円
虚血性心疾患	1,504 円	1,467 円	1,052 円	↓	-452 円
腎不全	1,792 円	1,997 円	2,359 円	↑	567 円
糖尿病	2,203 円	2,316 円	2,226 円	↑	23 円
脳梗塞	636 円	554 円	293 円	↓	-343 円
その他の脳血管疾患（動脈瘤など）	512 円	576 円	660 円	↑	148 円
脳内出血	263 円	339 円	589 円	↑	326 円
くも膜下出血	150 円	62 円	377 円	↑	227 円
慢性閉塞性肺疾患	167 円	33 円	40 円	↓	-127 円
動脈硬化（症）	131 円	73 円	6 円	↓	-125 円
アルコール性肝疾患	12 円	35 円	49 円	↑	37 円
脳動脈硬化（症）	1 円	2 円	1 円	→	0 円

(4) 生活習慣病における疾病別有病者率と有病者一人当たり医療費の内訳

疾病別有病者率と有病者一人当たり医療費の経年変化

疾病別の有病者率を確認すると、有病者率が高いものは、「その他内分泌、栄養及び代謝疾患」が 7.87%、「高血圧性疾患」が 4.56%、「糖尿病」が 2.33%となっています。

有病者一人当たり医療費で見ると、「腎不全」が際立って高くなっています。

有病者率及び有病者一人当たり医療費が増加しているもの内、「アルコール性肝疾患」は有病者一人当たり医療費が、約 2.5 倍増えていることがわかります。

生活習慣病における有病者率と有病者一人当たり医療費の変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23 年度	27 年度	30 年度	傾向	23 年度	27 年度	30 年度	増減
その他の内分泌、栄養及び代謝疾患（脂質代謝異常など）	6.21%	7.49%	7.87%	↑	47,881 円	49,244 円	63,237 円	15,356 円
高血圧性疾患	4.54%	4.6%	4.56%	↑	72,446 円	65,633 円	59,769 円	-12,677 円
虚血性心疾患	0.66%	0.75%	0.74%	↑	228,729 円	194,769 円	142,276 円	-86,453 円
腎不全	0.09%	0.11%	0.16%	↑	1,979,463 円	1,801,256 円	1,525,861 円	-453,602 円
糖尿病	2.01%	2.25%	2.33%	↑	109,615 円	102,921 円	95,727 円	-13,888 円
脳梗塞	0.41%	0.36%	0.32%	↓	156,716 円	152,503 円	90,443 円	-66,273 円
その他の脳血管疾患（動脈瘤など）	0.59%	0.71%	0.81%	↑	87,226 円	81,370 円	81,995 円	-5,231 円
脳内出血	0.12%	0.15%	0.13%	↑	218,946 円	229,680 円	448,455 円	229,509 円
くも膜下出血	0.06%	0.04%	0.07%	↑	253,199 円	152,043 円	508,693 円	255,494 円
慢性閉塞性肺疾患	0.15%	0.17%	0.20%	↑	114,399 円	19,400 円	19,930 円	-94,469 円
動脈硬化（症）	0.06%	0.06%	0.03%	↓	230,090 円	132,039 円	20,383 円	-209,707 円
アルコール性肝疾患	0.03%	0.03%	0.05%	↑	40,595 円	105,930 円	101,476 円	60,881 円
脳動脈硬化（症）	0.01%	0.01%	0.01%	→	11,987 円	12,491 円	22,923 円	10,936 円

疾病別加入者一人当たり医療費（P12）は、「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」、「高血圧性疾患」、「糖尿病」、「腎不全」、「虚血性心疾患」が高く、対策の中心に据えるべきものとして考えられます。それぞれ疾患の有病者率、有病者一人当たり医療費の多寡、増減、また疾患特性を踏まえて、病気になる人を減らす・増やさない取組み（1 次予防（個別性の高い情報提供・特定保健指導等））と悪化者を減らす・増やさないための取組み（2 次予防（受診勧奨）、3 次予防（重症化予防））の対策を検討・実施していきます。

【参考・全体平均】生活習慣病における有病者率と有病者一人当たり医療費の変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23 年度	27 年度	30 年度	傾向	23 年度	27 年度	30 年度	増減
その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	4.88%	5.65%	5.93%	↑	56,939 円	57,502 円	54,829 円	-2,110 円
高血圧性疾患	4.57%	4.79%	4.80%	↑	74,978 円	68,822 円	63,446 円	-11,532 円
糖尿病	1.82%	1.94%	1.97%	↑	123,968 円	120,348 円	115,698 円	-8,270 円
虚血性心疾患	0.70%	0.72%	0.71%	↑	166,117 円	166,912 円	154,567 円	-11,550 円
その他の脳血管疾患	0.36%	0.43%	0.44%	↑	124,108 円	109,952 円	101,972 円	-22,136 円
脳梗塞	0.43%	0.42%	0.38%	↓	148,012 円	151,268 円	169,893 円	21,881 円
慢性閉塞性肺疾患	0.20%	0.22%	0.23%	↑	40,177 円	37,651 円	31,979 円	-8,198 円
腎不全	0.09%	0.10%	0.15%	↑	2,367,966 円	2,095,195 円	1,350,910 円	-1,017,056 円
脳内出血	0.12%	0.13%	0.13%	↑	444,037 円	419,345 円	470,662 円	26,625 円
動脈硬化（症）	0.07%	0.07%	0.07%	→	78,617 円	75,595 円	77,777 円	-840 円
くも膜下出血	0.06%	0.07%	0.06%	→	463,590 円	514,420 円	522,451 円	58,861 円
アルコール性肝疾患	0.04%	0.04%	0.04%	→	93,050 円	98,600 円	100,163 円	7,113 円
脳動脈硬化（症）	0.01%	0.02%	0.00%	↓	46,511 円	26,509 円	27,708 円	-18,803 円

(5) 特定健康診査の結果による生活習慣病リスクの把握

まだ医療費としては発生していない生活習慣病の潜在的なリスクを確認することを目的に、下表の特定保健指導の階層化等の基準に基づき、平成 30 年度の特定健康診査の結果データを「健康分布」の図を用いて分析しました。

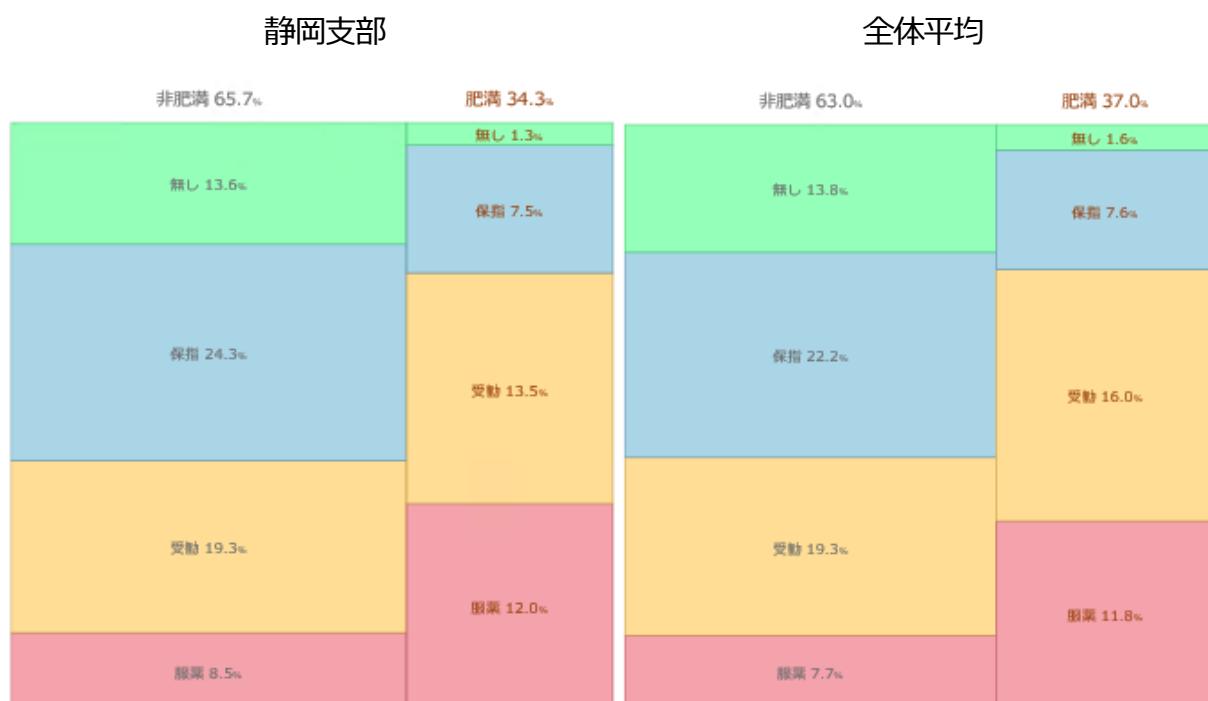
図の横軸が肥満状況で、「肥満者（内臓脂肪型肥満）」が 34.3%、「非肥満者」が 65.7% でした。

図の縦軸が生活習慣病のリスク保有状況で、肥満者の内訳をみると、「受診勧奨域の者」が 13.5% と最も多く、続いて「服薬者」が 12.0%、「保健指導域の者」が 7.5%、「リスクがない者」が 1.3% でした。

同様に、非肥満者の内訳をみると、「保健指導域の者」が 24.3% と最も多く、続いて「受診勧奨域の者」が 19.3%、「リスクがない者」が 13.6%、「服薬者」が 8.5% でした。

肥満・非肥満で区別しない場合、「保健指導域の者」は全体の 31.8% を占め、「受診勧奨域の者」は 32.8%、「服薬者」は 20.5% を占めていることがわかり、服薬者を除くと、特定健康診査の結果から何らかの生活習慣病対策が必要な者は、64.6% を占めることがわかりました。

健康分布図比較（平成 30 年度）



① 肥満度(横軸)

肥満：腹囲が男性 85 cm以上、女性 90 cm以上、もしくはBMIが 25 以上の者
非肥満：肥満に該当しない者

※BMIとは、Body Mass Index(ボディ・マス・インデックス)の略で、体格指数とも呼ばれ、体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)で計算します。

② 生活習慣病のリスク度(縦軸)

服薬：特定健康診査の問診において「血圧」、「血糖」及び「脂質」の服薬について「服薬あり」と回答している者

受診勧奨域：「服薬」でない者のうち、下記の血液検査項目について、受診勧奨値以上の項目を 1つ以上保有している者

保健指導域：「服薬」、「受診勧奨域」ではない者のうち、下記の血液検査項目について、保健指導値以上の項目を 1つ以上保有している者

リスクなし：「服薬」、「受診勧奨域」及び「保健指導域」に該当しない者

※リスクなし以外(「服薬」、「受診勧奨域」、「保健指導域」)の者をリスク者として考えます。

血液検査項目

		受診勧奨値	保健指導値
血糖	空腹時血糖 (mg/dl)	126 以上	100 以上
	ヘモグロビン A1c (NGSP 値として) (%)	6.5 以上	5.6 以上
脂質	中性脂肪 (mg/dl)	300 以上	150 以上
	HDL コレステロール (mg/dl)	34 以下	39 以下
血圧	収縮期血圧 (mmHg)	140 以上	130 以上
	拡張期血圧 (mmHg)	90 以上	85 以上
肝機能	AST (GOT) (U/I)	51 以上	31 以上
	ALT (GPT) (U/I)	51 以上	31 以上
	γ-GT (γ-GTP) (U/I)	101 以上	51 以上

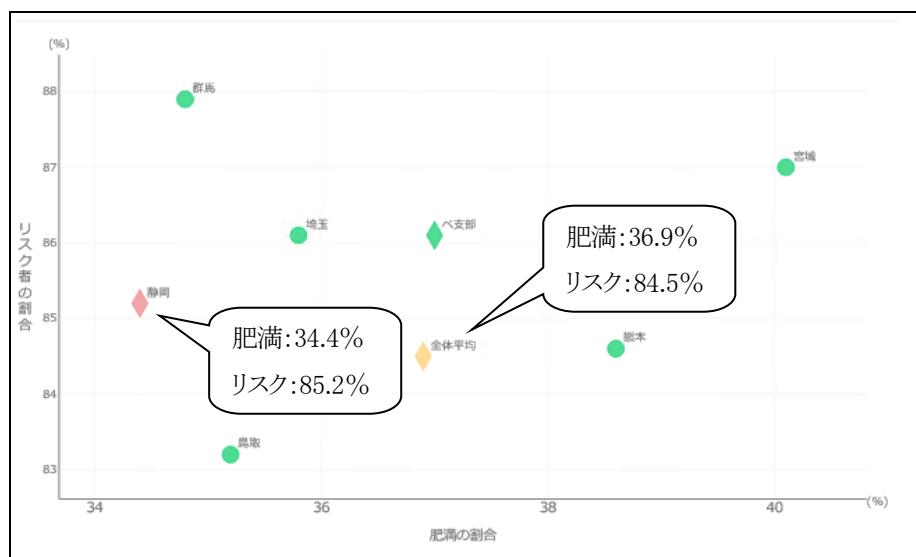
(6) 肥満状況及び生活習慣病リスク状況の全体・支部間比較と経年推移

ア 肥満状況と生活習慣病リスク状況の全体・支部間比較

肥満状況と生活習慣病リスクの全体・支部間比較を確認すると、当支部は、肥満の割合は34.4%で全体平均36.9%より低く、比較6支部の中では最も低い割合となっています。リスク者の割合は85.2%で全体平均84.5%より高く、比較6支部の中では3番目に低い割合となっています。

※『べ支部』とは、ベンチマークとなる5支部の平均値です。

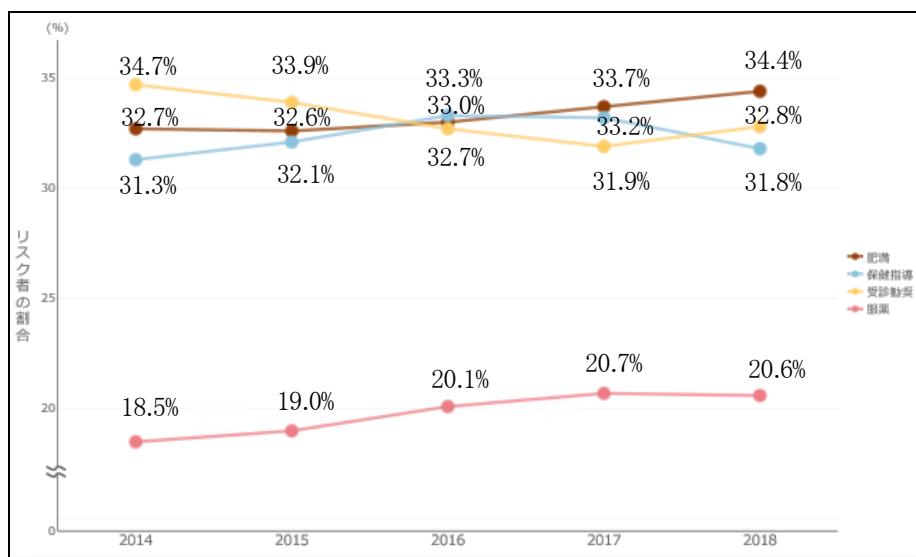
肥満・リスク者割合の支部間比較（平成30年度）



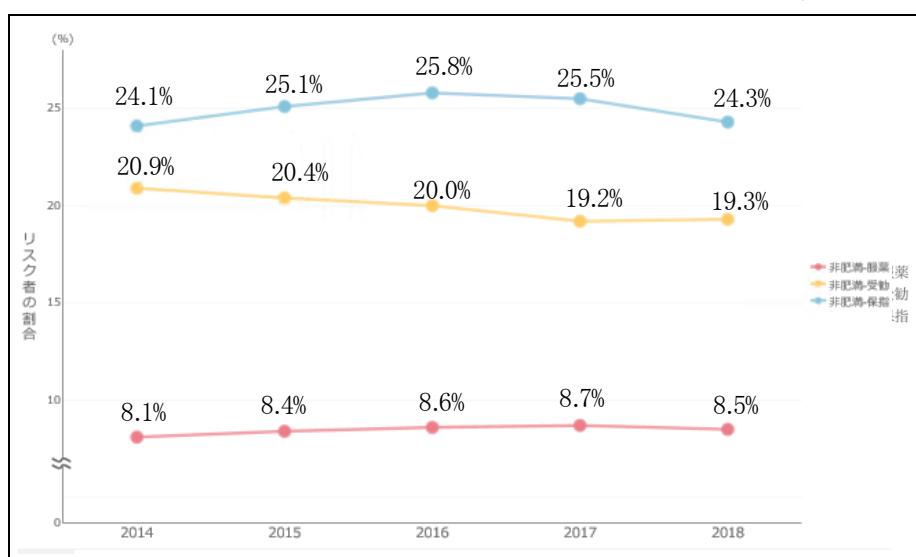
イ 肥満状況と生活習慣病リスク状況の経年推移

当支部の肥満状況と生活習慣病リスク状況の経年推移を確認すると、平成 27 年度から肥満割合は増加傾向です。また、受診勧奨の割合が減っている一方で、服薬の割合が増加していることがわかります。非肥満のリスク者は減っていますが、肥満の割合が増えているためと考えられるため、特定保健指導に限らないリスク者対策および肥満を防ぐ対策の必要性が高いと考えられます。

肥満・リスク者割合の経年推移（平成 26 年度⇒平成 30 年度）



非肥満におけるリスク者の割合推移（平成 26 年度⇒平成 30 年度）



(7) 健診項目別リスク者の割合

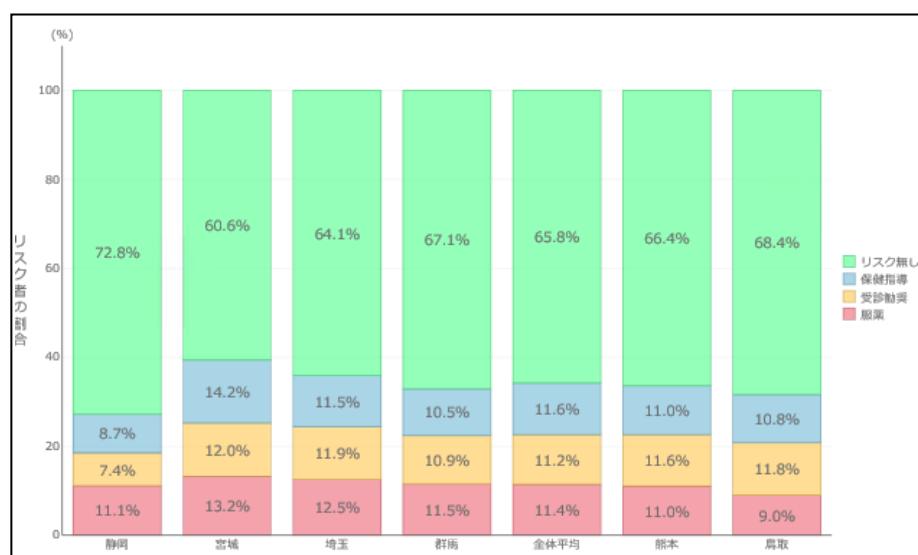
ア 「血圧」におけるリスク者の割合と全体・他支部間比較

当支部における平成 30 年度の「血圧」のリスク者は 27.5% です。全体平均 (35.0%) と比べると少なく、比較 6 支部の中では、最も低い割合です。

「血圧」のリスク状態比較（平成 30 年度）



「血圧」のリスク状態比較（平成 23 年度）

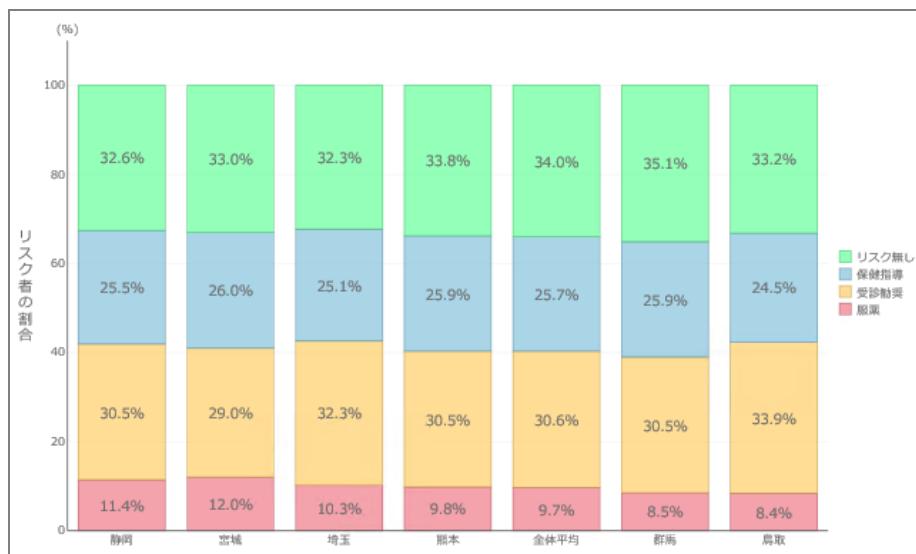


イ 「脂質」におけるリスク者の割合と全体・他支部間比較

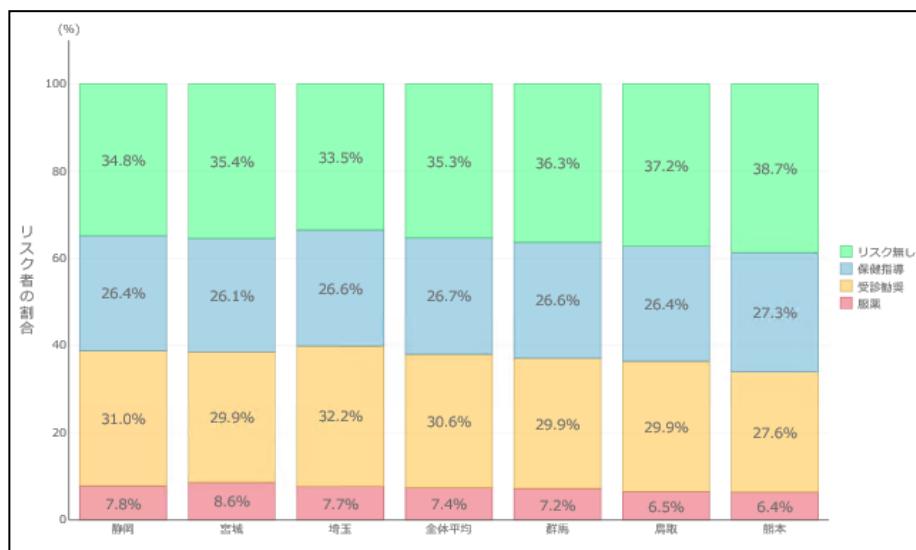
「脂質」のリスク者は 67.4%です。健診項目別にリスク者の割合を確認すると、1番多く、これが「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」の医療費が増加傾向になっていることに繋がっていると考えられます。全体平均（66.0%）と比べても高く、比較6支部と比べると2番目に高い割合となっています。

平成23年度と比べるとリスク者の割合が増加しています。

「脂質」のリスク状態比較（平成30年度）



「脂質」のリスク状態比較（平成23年度）

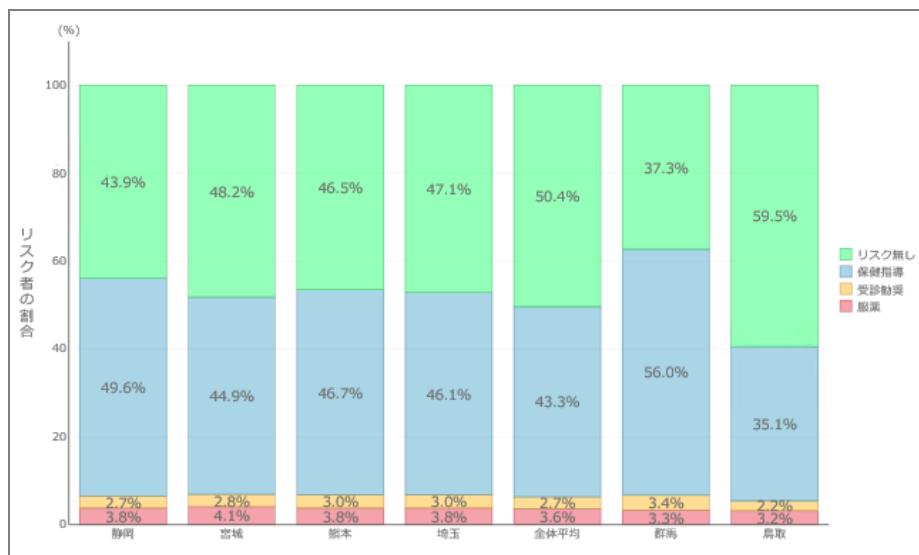


ウ 「血糖」におけるリスク者の割合と全体・他支部間比較

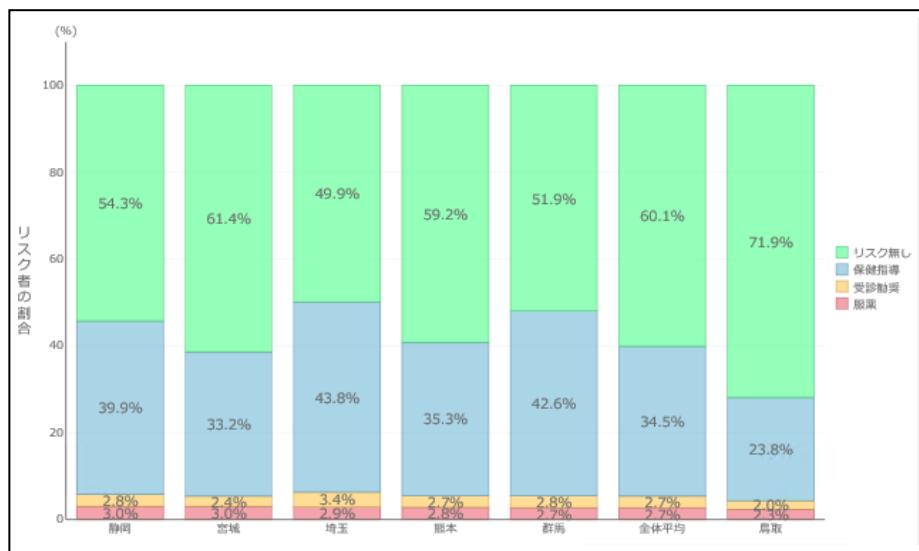
「血糖」のリスク者は 56.1%です。脂質に次いでリスク者が多いです。全体平均(49.6%)と比べても多く、また、比較 6 支部の中でも 2 番目に割合が高くなっています。こちらに関しても、「糖尿病」の医療費は減少傾向であるものの、有病率が増加傾向になっていることに繋がっていると考えられます。

平成 23 年度と比べるとリスク者の割合が大きく増加しています。

「血糖」のリスク状態比較（平成 30 年度）



「血糖」のリスク状態比較（平成 23 年度）

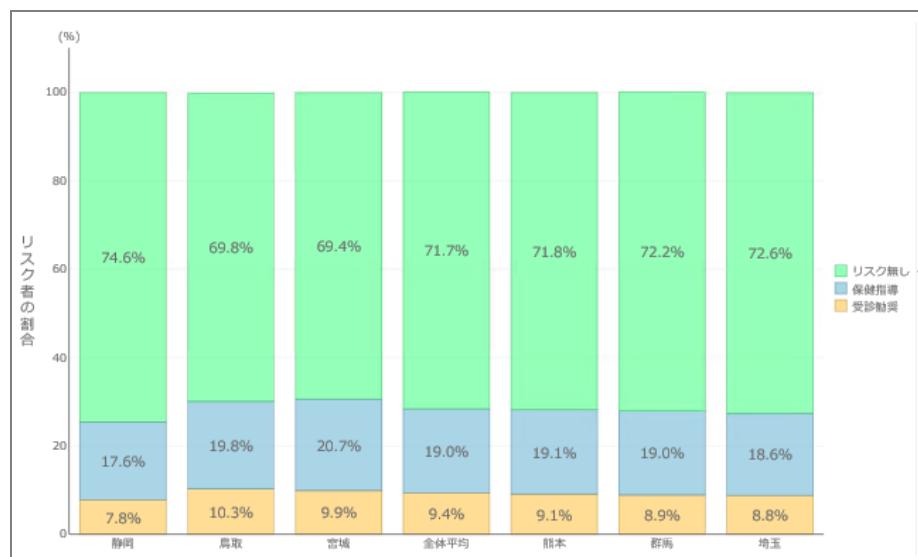


エ 「肝機能」におけるリスク者の割合と全体・他支部間比較

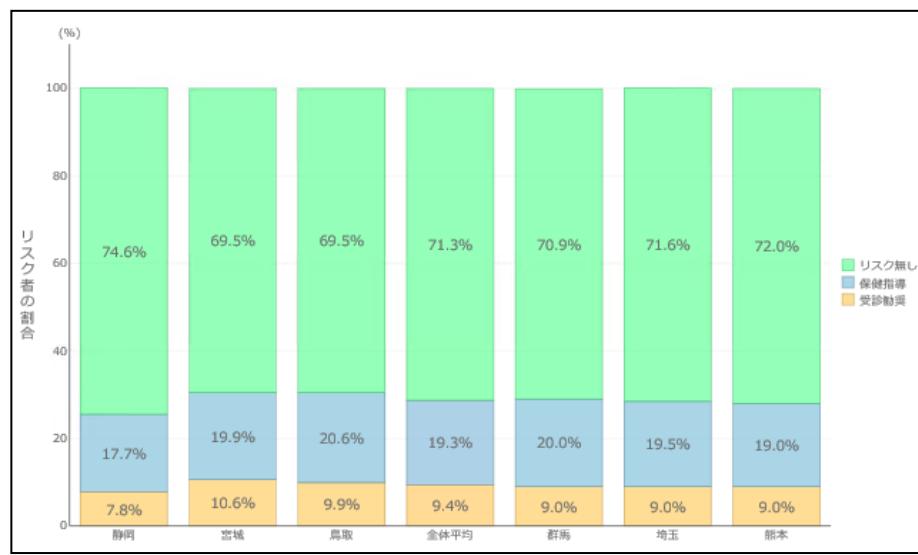
「肝機能」のリスク者は 25.4%です。血糖、血压、脂質に比べるとリスク者は少ないです。全体平均 (28.4%) よりは少なく、比較 6 支部の中では最も低い割合となっています。

平成 23 年度と比べると割合に増減はありませんでした。

「肝機能」のリスク状態比較（平成 30 年度）



「肝機能」のリスク状態比較（平成 23 年度）

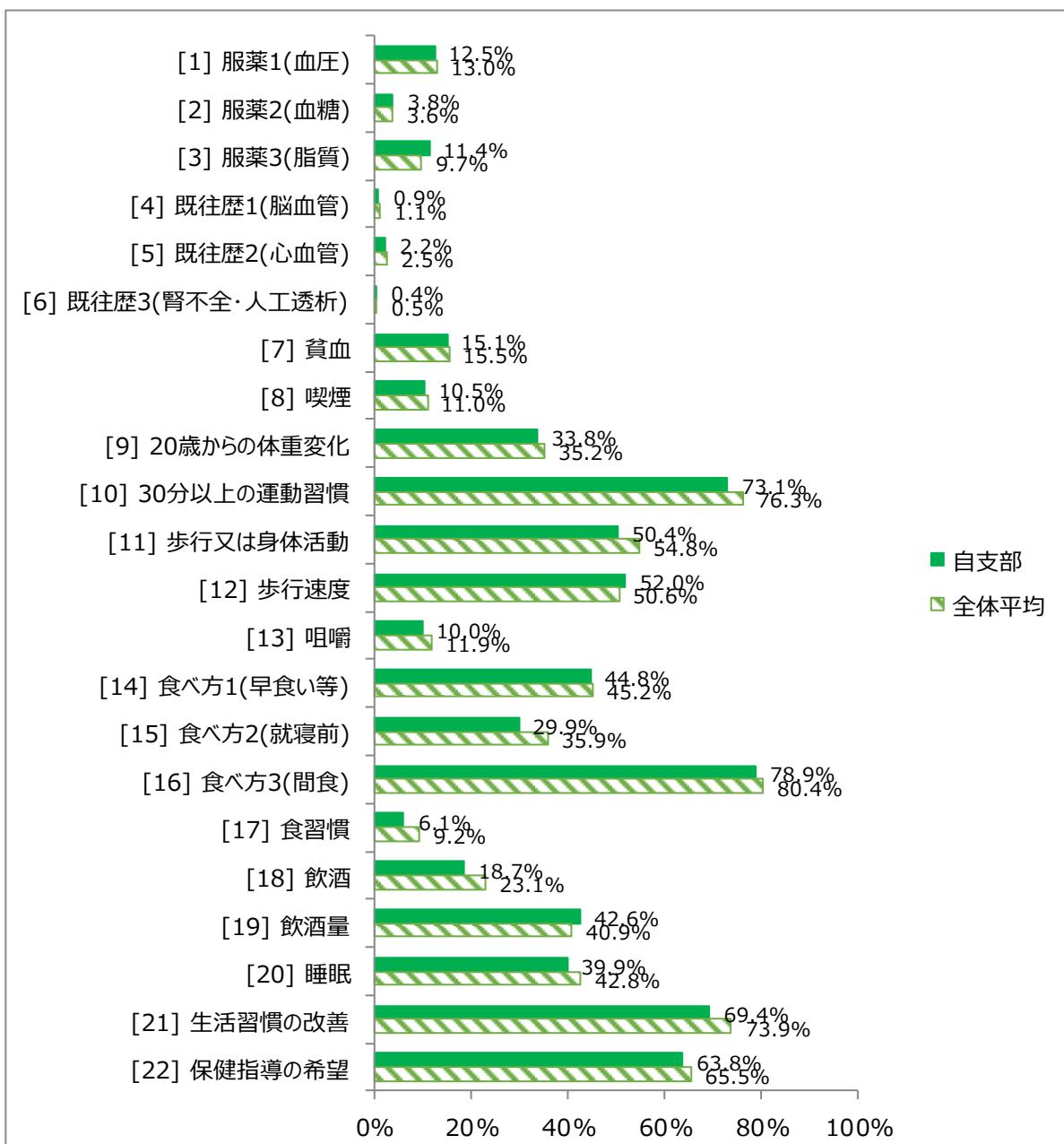


(8) 問診における生活習慣の割合

問診を確認してみると、喫煙歴は全体平均より低く、運動習慣に関する項目は、全体平均と比べると若干低いものの、全体的に「習慣がない」と回答をした方の割合が多い傾向にあり、改善に向けた対策の必要性が高いと考えられます。また、食習慣に関する項目も、全体平均と比べると低いものの、間食の習慣が多いことが分かります。

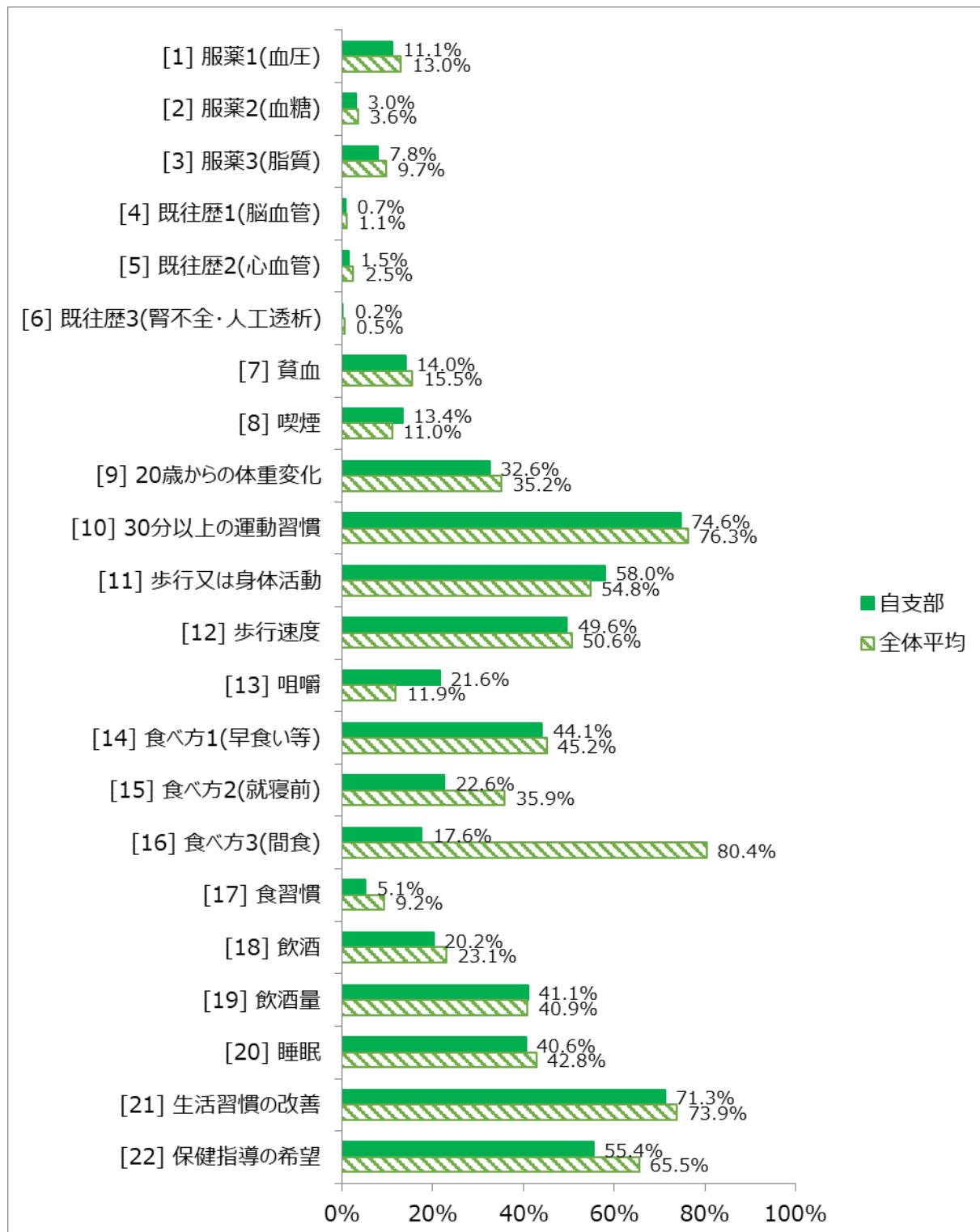
問診における生活習慣の割合（平成 30 年度）

※ 割合が高いほど、問診における良くない生活習慣を表します。



問診における生活習慣の割合（平成 23 年度）

※ 割合が高いほど、問診における良くない生活習慣を表します。



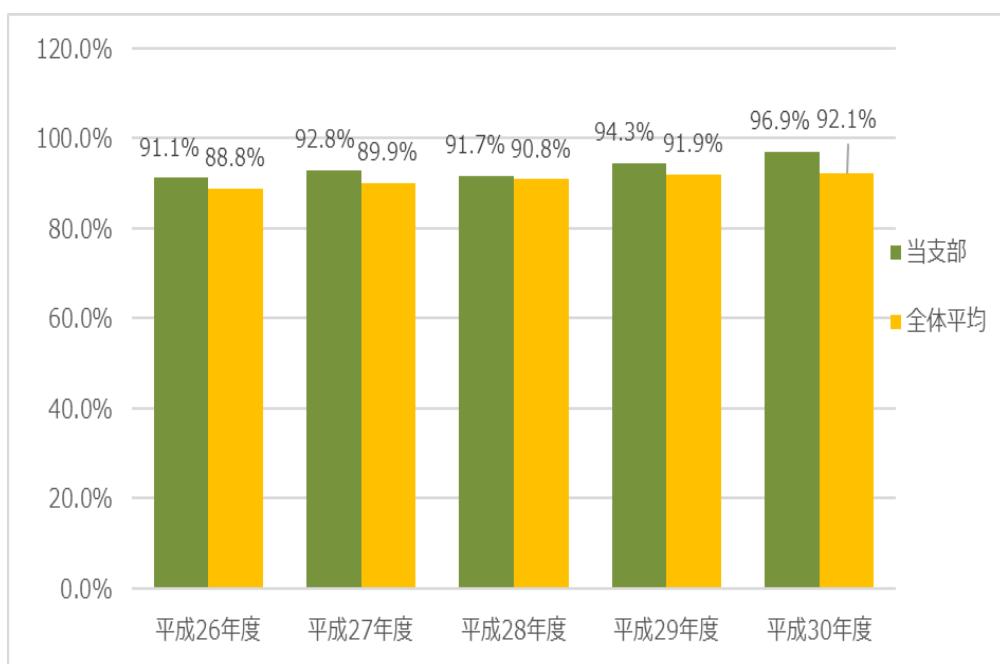
(9) 組合員の特定健康診査・特定保健指導の実施率

組合員における特定健康診査の実施率の推移を確認すると増減はあるものの、上昇傾向にあることがわかります。

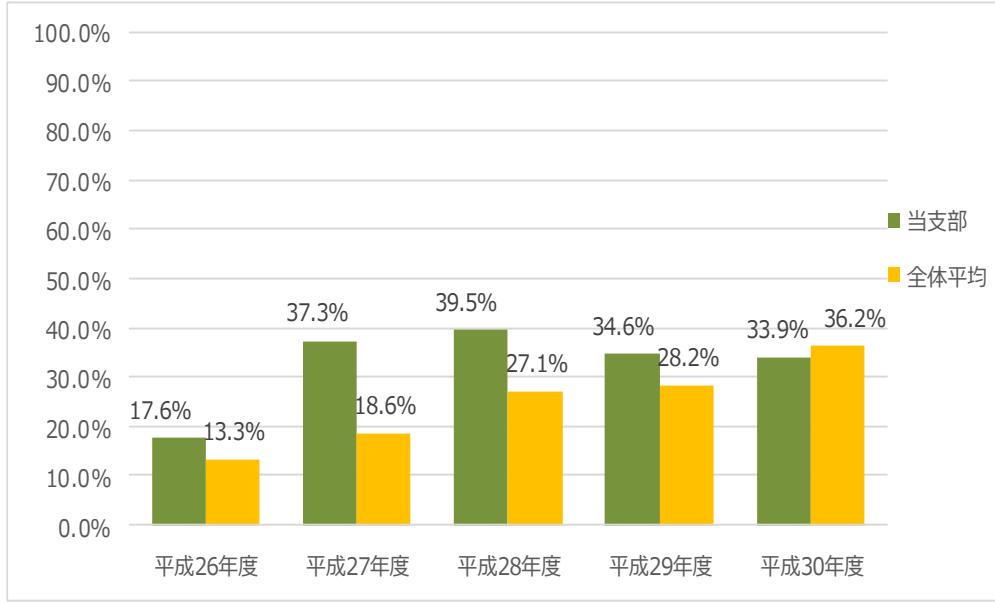
実施率をみると、どの年度においても全体平均を上回っていますが、今後も上昇が継続できるよう努めることが必要と考えられます。

特定保健指導について確認すると、平成 29 年度までは全体平均を上回っていましたが、平成 30 年度は全体平均を下回っており実施率の向上に努めることが必要と考えられます。

組合員における特定健康診査の実施率推移（平成 26 年度～平成 30 年度）



組合員における特定保健指導の実施率推移（平成 26 年度～平成 30 年度）

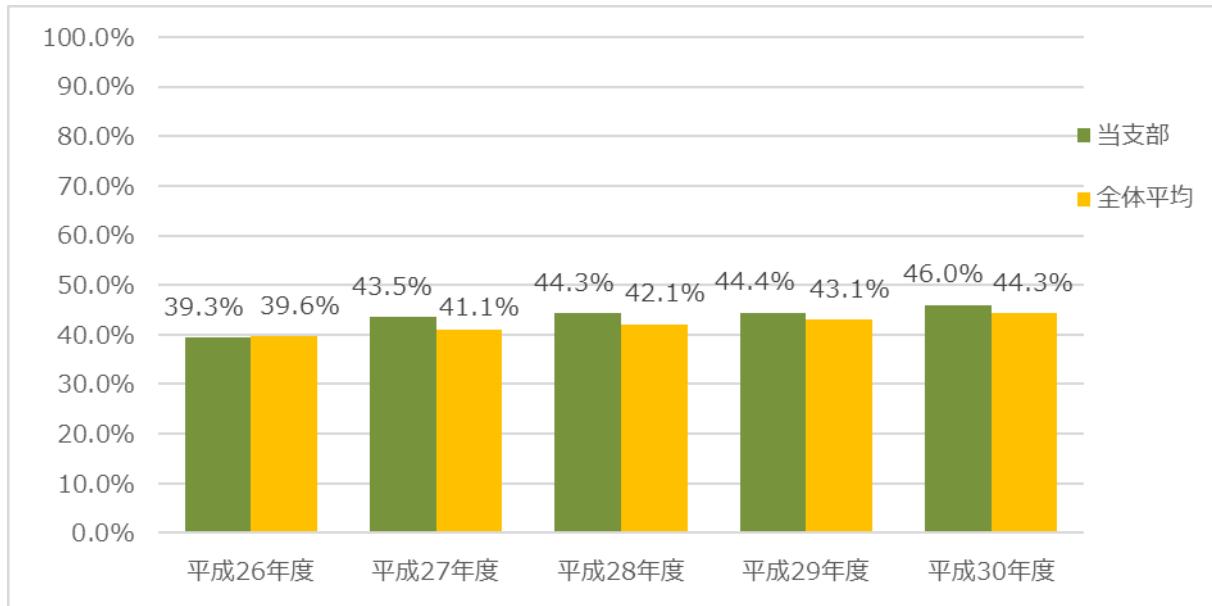


(10) 被扶養者の特定健康診査・特定保健指導の実施率

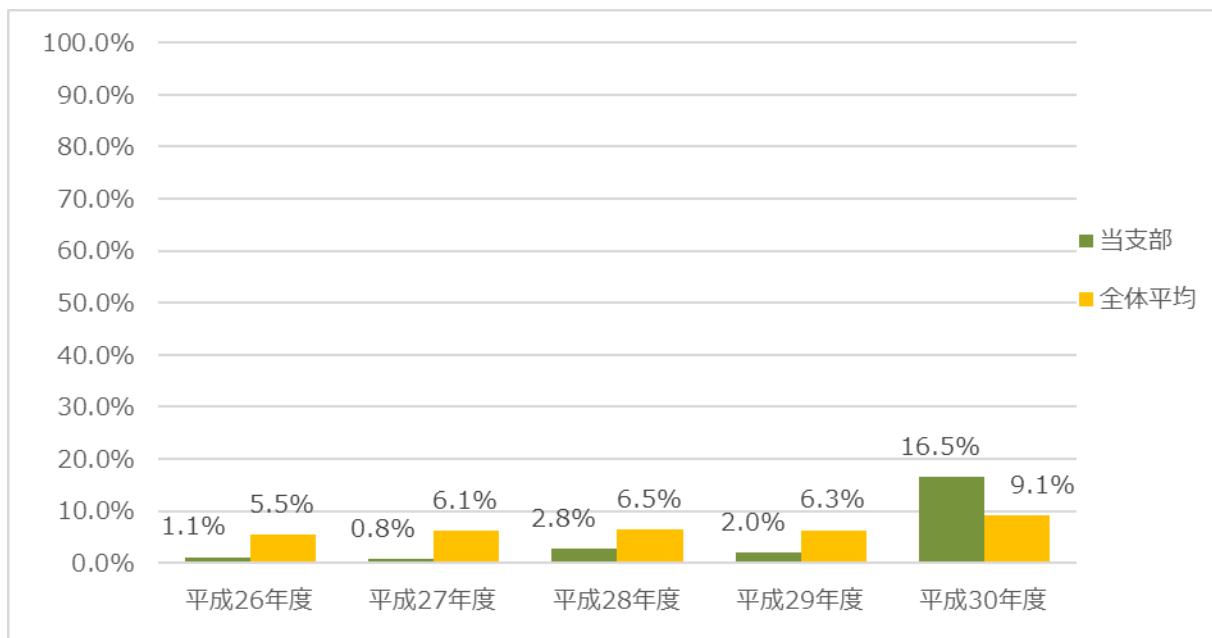
被扶養者における特定健康診査の実施率の推移を確認すると、上昇傾向にありまた、全体平均を上回っているものの、受診率は50.0%に達していないことがわかります。

特定保健指導については、平成30年度に大幅に増加しており、実施率を保持する必要があると考えられます。

被扶養者における特定健康診査の実施率推移（平成26年度～平成30年度）



被扶養者における特定保健指導の実施率推移（平成26年度～平成30年度）



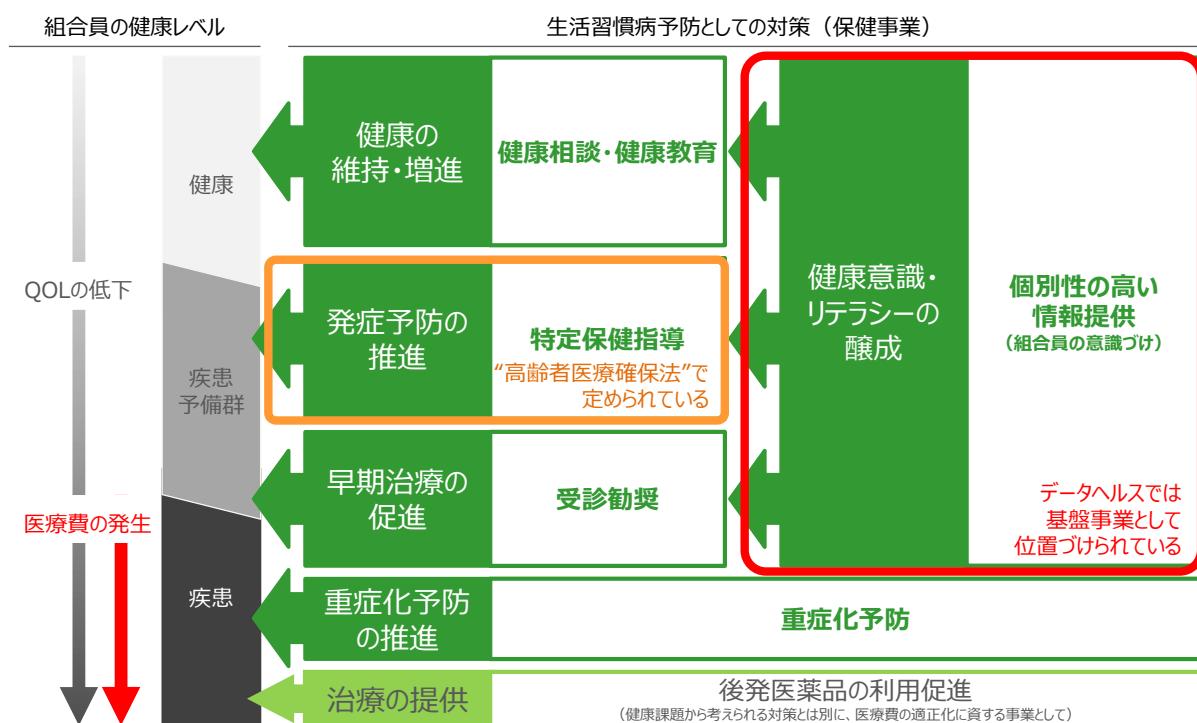
(1 1) 生活習慣病の対策の方向性

生活習慣病は一般的に健康リスクのない状態から急に発症するものではなく、生活習慣の積み重ねにより発症するものであり、発症（有病者）を減らす・増やさないことが可能であること、また、悪性新生物等の他の疾患に比べリスク者が治療を開始しない・継続しない傾向があると考えられることから、組合員の健康レベルに応じて下図のような取組みが必要です。

当支部においては、有病者率からは、「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」、「高血圧性疾患」、「糖尿病」、「腎不全」、「虚血性心疾患」を中心とした、特定健康診査の結果データからは、「脂質」「血糖」を中心とした、また、問診から見えた運動習慣の改善を踏まえた対策の必要性が見えてきました。

平成 20 年度から実施してきている「特定健診・特定保健指導」を継続するとともに、特定健診・特定保健指導の受診率・利用率の向上に向け特定健診時に特定保健指導を実施する等、更なる強化に加えて、全ての健康レベルの組合員の健康維持・増進に向けた取組みの基盤となる「健康意識・リテラシーの醸成（個別性の高い情報提供等）」への取組み、また、疾患の有病者率、有病者一人当たり医療費の多寡・増減、疾患特性を踏まえたリスク者の早期治療促進のための「受診勧奨」、医療費・QOL に多大な影響を与える疾患（腎不全等）の「重症化予防」の実施、強化をしていくことを考えています。

生活習慣病対策の構造



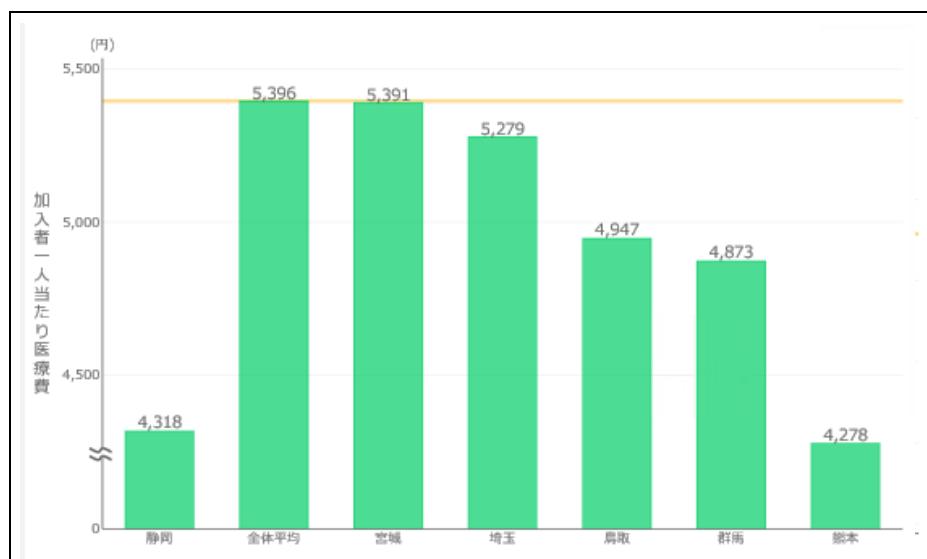
5 悪性新生物の詳細傾向と対策の方向性

(1) 加入者一人当たり医療費の状況

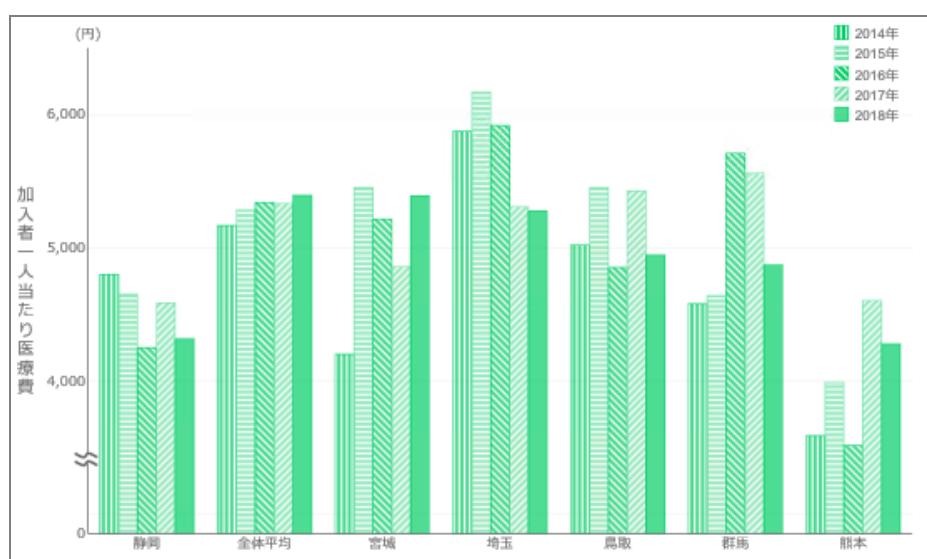
当支部の平成 30 年度の悪性新生物における加入者一人当たり医療費は 4,318 円で、全体平均の 5,396 円より 1,078 円低く、比較 6 支部の中では 2 番目に低いものの、対策による改善可能性はあるものと考えられます。

また、当支部内の経年変化を確認すると、平成 29 年度に増加に転じたものの、減少傾向にあることがわかります。

悪性新生物における加入者一人当たり医療費の比較（平成 30 年度）



悪性新生物における加入者一人当たり医療費の増減傾向（平成 26 年度⇒平成 30 年度）



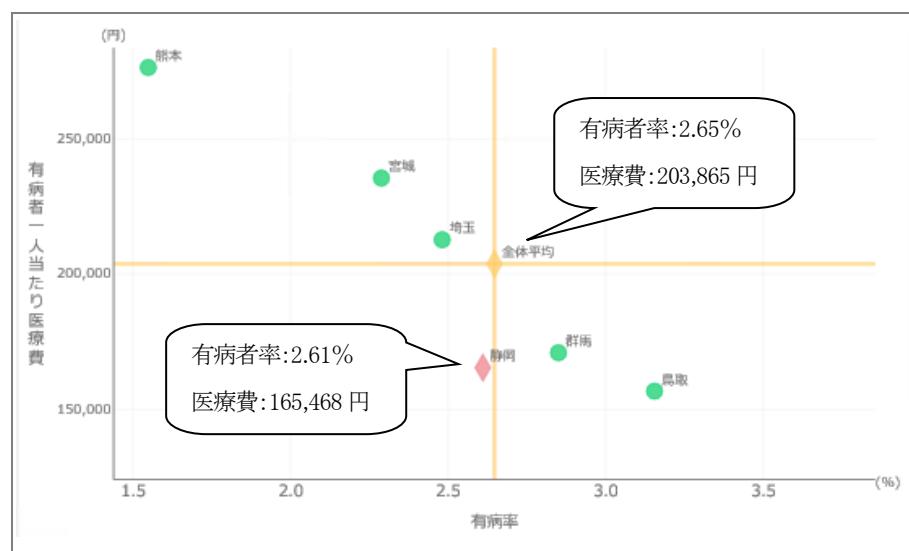
(2) 有病者率及び有病者一人当たり医療費の状況

当支部の平成 30 年度の悪性新生物における有病者率は 2.61% で、有病者一人当たり医療費は 165,468 円となっています。

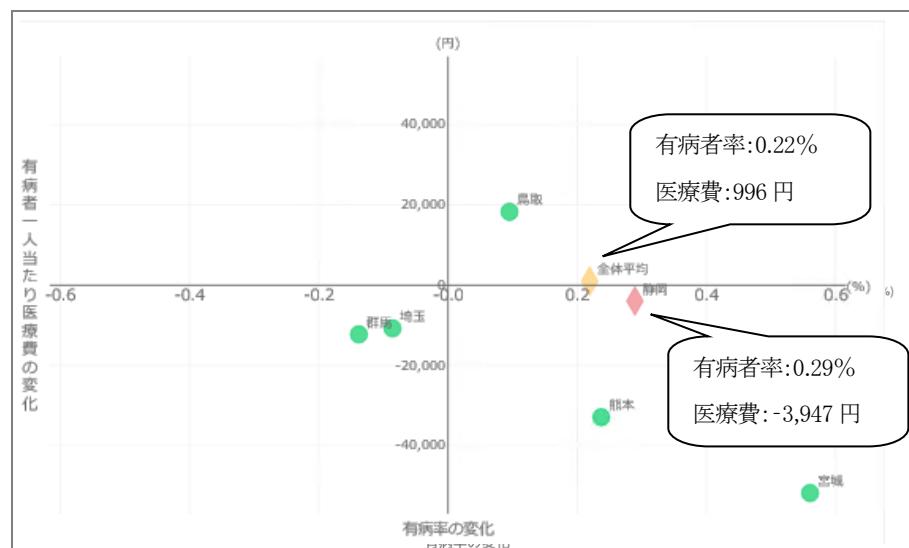
有病者率は全体平均の 2.65% より若干低いものの、比較 6 支部の中では 3 番目に高い率となっています。有病者一人当たり医療費は、全体平均 203,865 円より 38,397 円低く、比較 6 支部の中では 2 番目に低くなっています。

平成 23 年度から平成 30 年度への経年変化を確認すると、当支部の有病者率の増減は +0.29% で全体平均の +0.22% より高く、比較 6 支部の中でも 2 番目に高いことがわかります。また、有病者一人当たり医療費が全体平均は 996 円増加したものの、当支部では 3,947 円減少したことがわかります。

悪性新生物における有病者率と有病者一人当たり医療費の比較（平成 30 年度）



悪性新生物における有病者率と有病者一人当たり医療費の推移（平成 23 年度⇒平成 30 年度）



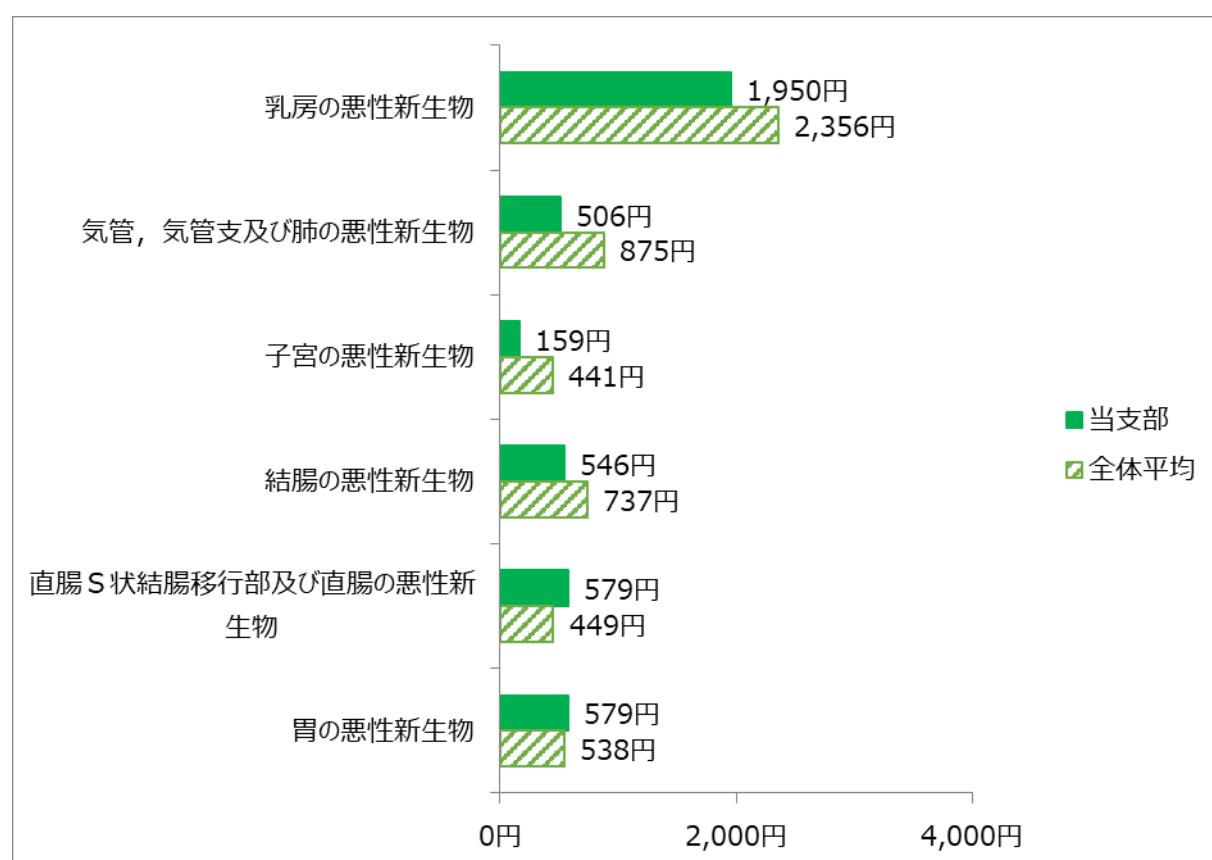
(3) 悪性新生物における加入者一人当たり医療費の内訳

ア 疾病別加入者一人当たり医療費

加入者一人当たり医療費の内訳を確認すると、「乳房の悪性新生物」が 1,950 円(45.2%)、「胃の悪性新生物」が 579 円(13.4%)、「直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物」が 579 円(13.4%)、「結腸の悪性新生物」が 546 円(12.6%)、「気管、気管支及び肺の悪性新生物」が 506 円(11.7%)、「子宮の悪性新生物」が 159 円(3.7%)、となっています。

※「%」は悪性新生物における疾病別加入者一人当たり医療費全体に占める割合

悪性新生物における疾病別加入者一人当たり医療費（平成 30 年度）



イ 疾病別加入者一人当たり医療費の経年変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

平成 23 年度から平成 30 年度の増減を確認すると、「乳房の悪性新生物」が 127 円、「結腸の悪性新生物」が 58 円、「直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物」が 337 円と増加傾向にあり、「気管、気管支及び肺の悪性新生物」は増減なし、「子宮の悪性新生物」が 128 円、「胃の悪性新生物」が 7 円減少となっています。

悪性新生物における疾病別加入者一人当たり医療費の経年変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

	平成 23 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	傾向	
乳房の悪性新生物	1,823 円	2,293 円	1,950 円	↑	127 円
結腸の悪性新生物	488 円	815 円	546 円	↑	58 円
気管、気管支及び肺の悪性新生物	506 円	616 円	506 円	→	0 円
子宮の悪性新生物	287 円	292 円	159 円	↓	-128 円
胃の悪性新生物	586 円	364 円	579 円	↓	-7 円
直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	242 円	274 円	579 円	↑	337 円

(4) 疾病別有病者率と有病者一人当たり医療費の経年変化

平成 23 年度と比較すると「結腸の悪性新生物」、「気管、気管支及び肺の悪性新生物」、「胃の悪性新生物」の有病者率は増加しましたが、有病者一人当たりの医療費は減少しました。なお、「子宮の悪性新生物」にあっては有病者率、有病者一人当たりの医療費がともに減少しており、早期発見・早期受診が増えている可能性があります。

しかし、「乳房の悪性新生物」、「直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物」では有病者一人当たりの医療費が増加しているため、早期発見と早期受診に向けた取り組みを強化する必要性があると考えられます。

悪性新生物における有病者率と有病者一人当たり医療費の変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

全体	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23 年度	27 年度	30 年度	傾向	23 年度	27 年度	30 年度	増減
乳房の悪性新生物	0.73%	0.91%	0.72%	↓	248,253 円	253,288 円	272,392 円	24,139 円
結腸の悪性新生物	0.56%	0.75%	0.77%	↑	87,878 円	109,403 円	71,170 円	-16,708 円
気管、気管支及び肺の悪性新生物	0.31%	0.36%	0.33%	↑	164,783 円	172,392 円	153,991 円	-10,792 円
子宮の悪性新生物	0.3%	0.31%	0.28%	↓	94,631 円	94,697 円	57,560 円	-37,071 円
胃の悪性新生物	0.42%	0.47%	0.54%	↑	140,484 円	76,673 円	107,161 円	-33,323 円
直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	0.07%	0.08%	0.07%	→	361,719 円	342,309 円	882,165 円	520,446 円

【参考・全体】悪性新生物における有病者率と有病者一人当たり医療費の変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

全体	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23 年度	27 年度	30 年度	傾向	23 年度	27 年度	30 年度	増減
乳房の悪性新生物	0.74%	0.87%	0.87%	↑	266,556 円	271,516 円	270,158 円	3,602 円
結腸の悪性新生物	0.49%	0.67%	0.60%	↑	138,180 円	106,655 円	121,961 円	-16,219 円
気管、気管支及び肺の悪性新生物	0.31%	0.32%	0.31%	→	240,847 円	238,447 円	279,461 円	38,614 円
子宮の悪性新生物	0.35%	0.37%	0.34%	↓	114,245 円	113,753 円	131,144 円	16,899 円
胃の悪性新生物	0.56%	0.60%	0.55%	↓	116,249 円	96,843 円	98,114 円	-18,135 円
直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	0.06%	0.07%	0.07%	↑	790,714 円	687,477 円	692,425 円	-98,289 円

(5) 悪性新生物の対策の方向性

悪性新生物は、検診でリスク者を早期発見し、早期治療を促すことで、重症者を出さないようにすることが主な対策になるものと考えます。

当支部では、「結腸の悪性新生物」、「気管、気管支及び肺の悪性新生物」、「胃の悪性新生物」、において、早期発見・早期治療が実現できていない可能性があり、これらについての検診の促進を検討していきます。

また、悪性新生物の原因となり得る、禁煙・飲酒などの生活習慣についても、生活習慣病と共通する部分があり、生活習慣病対策を通じて実施していくものとします。

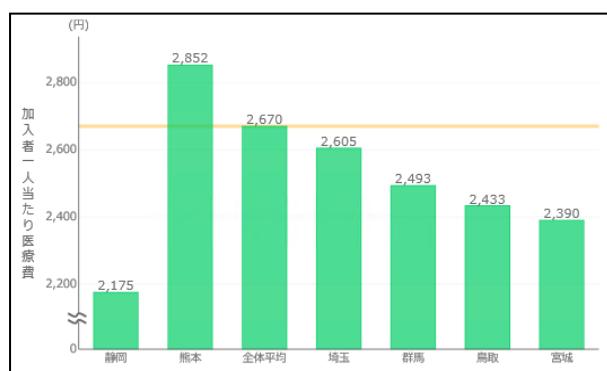
6 精神の疾病の詳細傾向と対策の方向性

(1) 加入者一人当たり医療費の状況

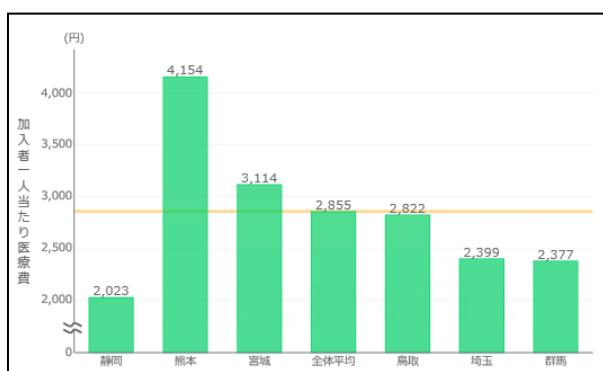
当支部の平成 30 年度の精神の疾病における加入者一人当たり医療費は 2,023 円で、全体平均の 2,855 円より 832 円低く、比較 6 支部の中では最も低くなっています。また、当支部内の経年変化を確認すると、平成 27 年度以降減少傾向にあります。

精神の疾病における加入者一人当たり医療費の比較

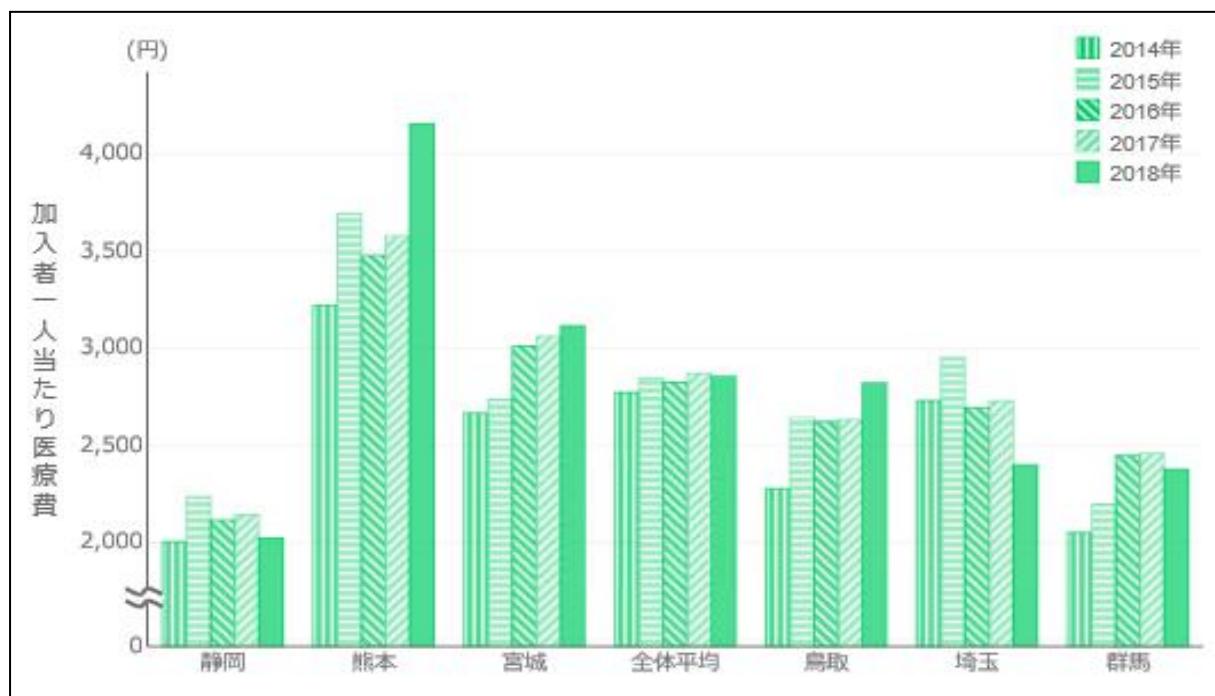
平成 23 年度



平成 30 年度



精神の疾病における加入者一人当たり医療費の増減傾向（平成 26 年度～平成 30 年度）



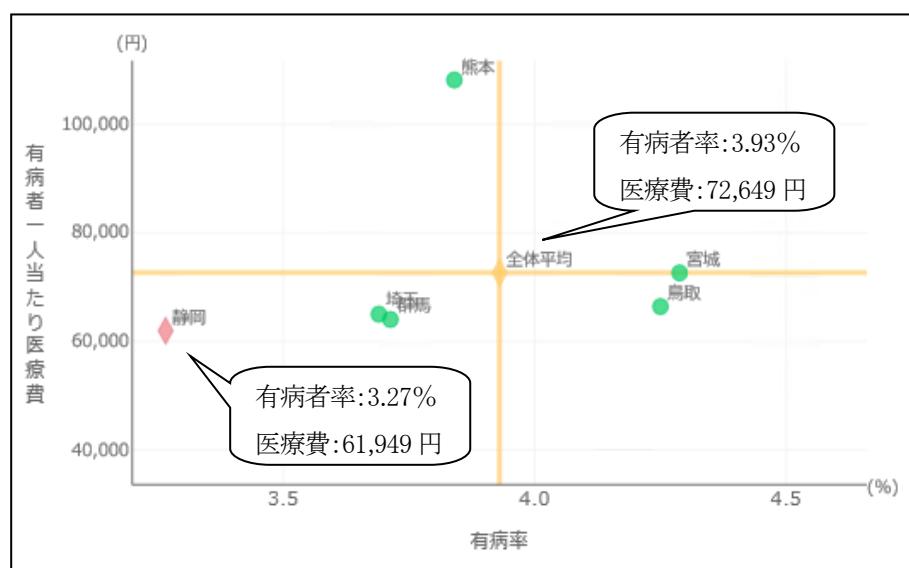
(2) 有病者率及び有病者一人当たり医療費の状況

当支部の平成 30 年度の精神の疾病における有病者率は 3.27% で、有病者一人当たり医療費は 61,949 円となっています。

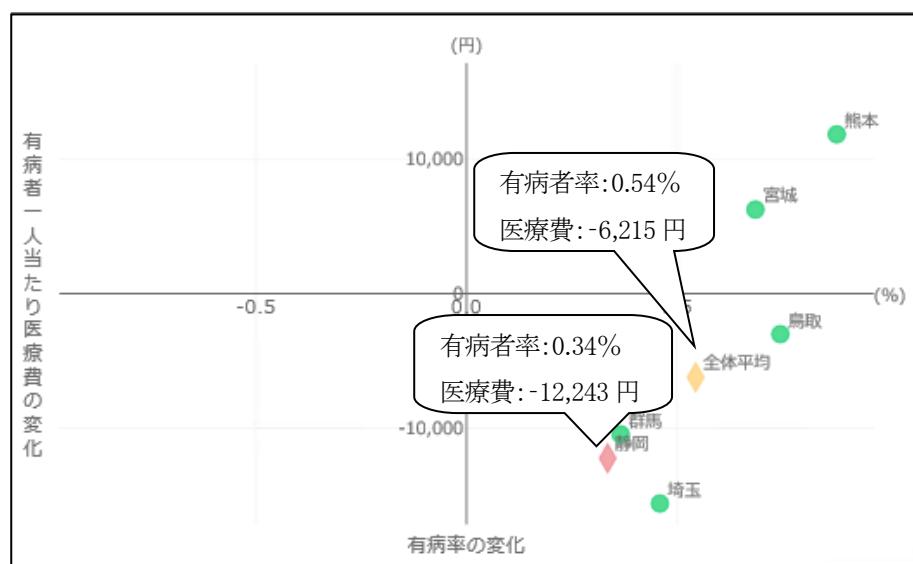
特徴として、有病者率は全体平均の 3.93% より低く、比較 6 支部の中では最も低くなっています。有病者一人当たり医療費は、全体平均 72,649 円より 10,700 円低くこちらも、比較 6 支部の中では最も低くなっています。

平成 23 年度から平成 30 年度への経年変化を確認すると、当支部の有病者率の増減は +0.34% で全体平均の +0.54% と 0.20% の差となっています。有病者一人当たり医療費は全体平均では 6,215 円減少しているところ、当支部は 12,243 円減少しています。

精神の疾病における有病者率と有病者一人当たり医療費の比較（平成 30 年度）



精神の疾病における有病者率と有病者一人当たり医療費の推移（平成 23 年度⇒平成 30 年度）



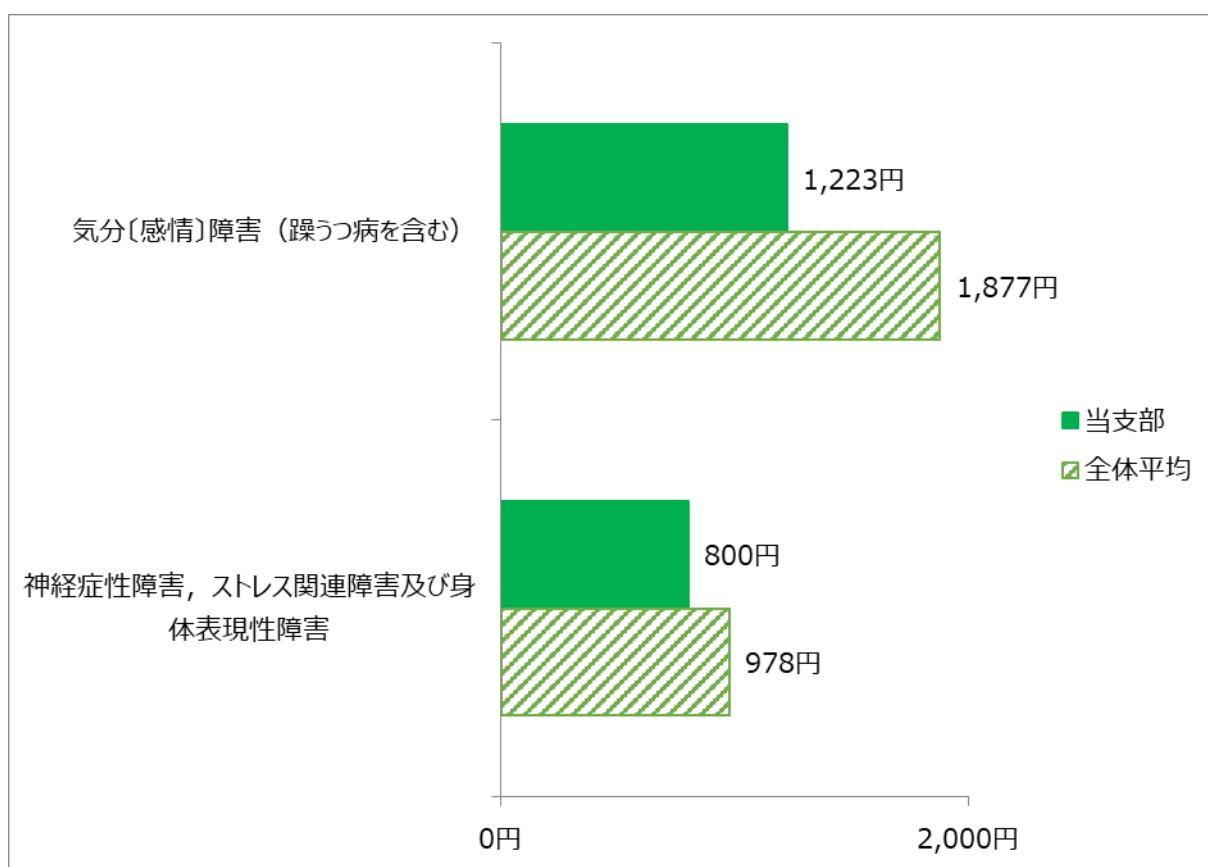
(3) 精神の疾病における加入者一人当たり医療費の内訳

ア 疾病別加入者一人当たり医療費

加入者一人当たり医療費の内訳を確認すると、「気分〔感情〕障害(躁うつ病を含む)」が 1,223 円(60.5%)、「神経症性障害, ストレス関連障害及び身体表現性障害」が 800 円(39.5%)となっており、「気分〔感情〕障害(躁うつ病を含む)」の医療費が大きくなっています。

※「%」は精神の疾病における疾病別加入者一人当たり医療費全体に占める割合

精神の疾病における疾病別加入者一人当たり医療費（平成 30 年度）



イ 疾病別加入者一人当たり医療費の経年変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

平成 23 年度から平成 30 年度の増減を確認すると、「気分〔感情〕障害(躁うつ病を含む)」が 260 円減少し、「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」が 108 円増加しています。

精神の疾患における疾病別加入者一人当たり医療費の経年変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

	平成 23 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	傾向	
気分〔感情〕障害 (躁うつ病を含む)	1,483 円	1,432 円	1,223 円	↓	-260 円
神経症性障害、ストレス関連障害及び 身体表現性障害	692 円	803 円	800 円	↑	108 円

(4) 疾病別有病者率と有病者一人当たり医療費の経年変化

疾病別の有病者率を確認すると、「気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）」が1.75%、「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」が1.66%となっています。

有病者一人当たり医療費で見ると、「気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）」が69,837円、「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」が48,177円となっています。

「気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）」の有病者率はほぼ横ばい、有病者一人当たり医療費は平成23年度から減少している一方で、「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」は有病者率が増えているものの、有病者一人当たり医療費は4,608円減っています。

精神の疾患における有病者率と有病者一人当たり医療費の変化（平成23年度⇒平成30年度）

	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23年度	27年度	30年度	傾向	23年度	27年度	30年度	増減
気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）	1.77%	1.76%	1.75%	↓	83,593円	81,478円	69,837円	-13,756円
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	1.31%	1.56%	1.66%	↑	52,785円	51,616円	48,177円	-4,608円

【参考・全体平均】精神の疾患における有病者率と有病者一人当たり医療費の変化（平成23年度⇒平成30年度）

	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23年度	27年度	30年度	傾向	23年度	27年度	30年度	増減
気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）	1.91%	2.02%	2.04%	↑	99,015円	96,928円	91,992円	-7,023円
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	1.66%	1.93%	2.09%	↑	46,774円	46,371円	46,734円	-40円

(5) 精神の疾病の対策の方向性

「気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）」を中心に、有病者を増やさない・減らす、悪化者を増やさない・減らす対策の必要性が見えます。精神の疾病における不調の未然防止のためには、職場環境の改善等による心理的負担の軽減、労働者のストレスマネジメントの向上を促すこと（セルフケア）が重要とされており、そのために、1次予防として、事業主にストレスチェックが義務付けられ、労働者の心理的な負担の程度を把握し、セルフケアや、職場環境の改善につなげる取組みの強化が求められています。また、2次予防として、上司、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応があり、3次予防は職場復帰・再発防止の取組みになります。事業主による対策が中心となり、医療保険者としてできることは限られますが、事業主との連携の中で、医療保険者の立場がプラスに働くようなこと、例えば、セルフケア教育機会やストレスチェック、健康相談窓口の組合員個人への年間を通じた提供などを検討・実施していくべきものと考えています。

第3章 健康課題に対応した保健事業の整理

1 当共済組合全体の重点取組事項

当共済組合全体において重点的に取り組むこととしている保健事業について、これまでの支部事業と比較するとともに、別表資料「①当共済組合全体の重点取組事項」の表において支部が今後必要と考える事業の明確化を行いました。

疾病特性の区分	共済組合全体の方向性	左記方向性に基づき必要と考えられる保健事業	事業目的	法定事業(●) 支援金加減算対象	当共済組合全体の重点取組事項
生活習慣病 (タイプ1)	・特定健康診査・特定保健指導の実施率向上	1-1 特定健康診査 (事業主健診結果受領・人間ドック)	生活習慣病リスクの早期発見の機会提供を行うとともに、特定保健指導をはじめとした各種予防対策を必要とする者を的確に選別すること。	●	○
	・組合員等の利便を考慮した実施体制の整備及び周知	1-2 特定保健指導 【1次予防】	対象者の個別の状況に応じ必要な指導及び助言を行い、これを通じて生活習慣病に移行させないこと。 (医療費の適正化)	●	○
	・事業主健診の結果授受その他の事業者との間の業務を円滑に行うための所要の整備	1-3 個別性の高い情報提供 (ICTの活用を含む) 【1次予防】	健診結果から自らの健康状況を認識するとともに、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、主体的に健康の維持・改善活動を行うきっかけとなるよう意識づけを行うこと。 (健康新動への意識づけ)	○	○
	・個人に合わせた情報提供の拡充及び実施方法の工夫 (必要に応じICTを活用)	1-4 生活習慣病に関する意識啓発 【1・2・3次予防】	参加者が生活習慣病予防に関する必要な知識を獲得し、必要な意志決定ができるように、そして生活習慣病予防に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるよう援助すること。		
	・LDLとHbA1cについて優先的に改善	1-5 医療機関の受診勧奨 【2次予防】	対象者が健診結果から自らの健康状況を強く認識し、生活習慣病の早期治療の開始（医療機関の受診）や、生活習慣の改善行動に繋がるよう促すこと。 (高額医療への発展リスクの低減/生涯医療費の抑制)	○	
	・若年層に対し健康増進に寄与する事業を推進	1-6 重症化予防 【3次予防】	既に治療を開始している対象者において、かかりつけ医と連携し、身体機能の維持に必要な自己管理の指導及び助言を行い、これを通じて慢性疾患の重症化や合併症の発症・再発を防止すること。	○	
		1-7 40歳未満に対する人間ドック・保健指導	生活習慣病リスクの早期発見の機会提供を行うとともに、対象者の個別の状況に応じ必要な指導及び助言を行うことで、40歳に到達したときにメタボリックシンドローム及びその予備群に該当しないこと。		○

疾病特性の区分	対策の方向性	左記方向性に基づき必要と考えられる保健事業	事業目的	法定事業(●) 支援金加減算対象	当共済組合全体の重点取組事項
(続き)	※今回、1-8~12について注目した分析は行っていないが、当共済組合における重点取組事項としている。	1-8 運動習慣づくりの支援	運動施設の利用等を通じて、運動習慣を継続するための機会を提供すること。	○	○
		1-9 飲酒が健康に与える影響についての意識啓発	飲酒が健康に与える影響に関する必要な知識を獲得して、必要な意志決定ができるように、そして節酒に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるよう援助すること。		○
		1-10 慢性閉塞性肺疾患(COPD)の認知度の向上	組合員等が広報等を通じてCOPDに関する知識を獲得し、自ら予防に取り組むよう誘導すること。		○
		1-11 禁煙についての意識啓発	組合員等が禁煙に関する必要な知識を獲得して、必要な意志決定ができるように、そして禁煙に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるよう援助すること。	○	○
		1-12 禁煙支援	喫煙者に禁煙プログラムへの参加や禁煙外来の助成、禁煙補助薬の配付・助成を通じて、禁煙を開始させ、定着化させること。	○	○
悪性新生物(タイプ2)	特に婦人がん検診の拡充	2-1 胃がん検診	胃がんの早期発見の機会提供を行うこと。		
		2-2 大腸がん検診	大腸がんの早期発見の機会提供を行うこと。		
		2-3 肺がん検診	肺がんの早期発見の機会提供を行うこと。		
		2-4 乳がん検診	乳がんの早期発見の機会提供を行うこと。		○
		2-5 子宮頸がん検診	子宮頸がんの早期発見の機会提供を行うこと。		○
		2-6 その他のがん検診	上記5大がん以外のがんの早期発見の機会提供を行うこと。	○	
		2-7 がんに関する意識啓発	組合員等が婦人がんを始めとしたがんに関する必要な知識を獲得し、必要な意志決定ができるように、また、がんの予防及び早期発見に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるよう援助すること。		○
精神の疾病(タイプ3)	法定のストレスチェック受検後のフォローアップに活用することを意識	3-1 メンタルヘルス相談	メンタルヘルスに関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、悩みや不安を解消すること。	○	○
		3-2 メンタルヘルスに関する意識啓発	参加者(一般的な組合員等/管理監督者)がメンタルヘルスケアに関する必要な知識を獲得し、必要な意志決定ができるように、そしてメンタルヘルスケアに自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるよう援助すること。		○
		3-3 ストレスチェック(心の健康チェック事業)	メンタルヘルス不調の気付きを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること。(ストレスチェックは事業者に実施義務があるため、共済組合はそれを支援する。)		○
歯の疾病(タイプ3)	※今回、歯科に注目した分析は行っていないが、当共済組合における重点取組事項としている。	3-4 歯の喪失防止についての意識啓発	発生する年代・性別に応じて歯科疾患の予防に関する注意喚起の情報発信及び保健物資の配付を行うこと。		○
		3-5 歯科健診	う蝕や歯肉炎の早期発見の機会提供を行うこと。	○	
季節性疾患(タイプ3)	・重点取組事項ではないが、加減算の指標の1つである。	3-6 予防接種の実施	インフルエンザ予防接種等の負担軽減を実施することで、感染予防を行うこと。	○	
その他(共通)	・組合員等の年齢及び性別等に応じた効果的かつ効率的な事業	4-1 健康相談	心と身体全般に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、悩みや不安を解消すること。		
		4-2 個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブ	健康に関する問題意識の喚起及び行動変容を実現するよう援助すること。	○	○
		4-3 職場環境の整備(コラボヘルス)の推進	組合員が保健事業に参加しやすい職場環境を醸成し、個々の組合員が健康づくりに自動的に取り組みやすい環境が職場において実現すること。	○	○

2 既存事業の確認と新規事業

1 及び第2章で見えてきた当支部の特徴と、今後取り組むべき健康課題について、当支部のこれまでの事業（既存事業）と照らし合わせ、その過不足を確認し、平成30年度からの継続/新規事業を、その実施理由とともに選定し、別表資料「②これまでの事業の整理」と「③新規事業の整理」にまとめました。

3 事業の具体的な実施内容

具体的な実施内容については、別表資料「④今後実施する事業」と「⑤事業の年度計画」にまとめました。

第4章 各事業の評価項目及び目標値の設定

第3章において挙げた当共済組合全体において重点的に取組むこととしている保健事業について、各事業を事業目的に照らして検討し、アウトカム、アウトプット、プロセス、ストラクチャー(※)の観点より評価項目及び目標値を洗い出しました。

(※アウトカム、アウトプット、プロセス、ストラクチャーの説明は後述。)

その上で、アウトカムを実現するためのアウトプットであり、そのアウトプットを達成するためのプロセス、ストラクチャーであるという構造を踏まえ、目標項目として目標値を設定するものは、アウトカム、アウトプットの項目とし、プロセス、ストラクチャーに関しては、目標値の達成状況の原因・理由を探り、改善を図る評価項目として位置付けることを基本としました。

ただし、アウトカム、アウトプットにおいて、その把握のためのデータ、情報の収集という観点から、定性的な目標を設定するものとしました。なお、目標値については、健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動）等を参考にしています。

以上をふまえ、次頁の表のとおり、当支部の第2期データヘルス計画の目標を設定しました。

① アウトカム

事業の目的・目標の達成度、また、成果の数値目標に対する評価です。

評価指標の例としては、検査値の改善率、メタボリックシンドロームの該当率及び生活習慣の改善などが挙げられます。

② アウトプット

目的・目標の達成度のために行われる事業の結果に対する評価です。

評価指標の例としては、特定健診の受診率や保健指導の実施率、セミナーの参加人数などが挙げられます。

③ プロセス

事業の目標を達成するための実施過程が適切であるかを評価します。

評価指標の例としては、特定健診及び保健指導の実施方法等が挙げられます。

④ ストラクチャー

保健事業を実施するための仕組みや体制が整っているかを評価します。

評価指標の例としては、事業主との連携体制や予算等が挙げられます。

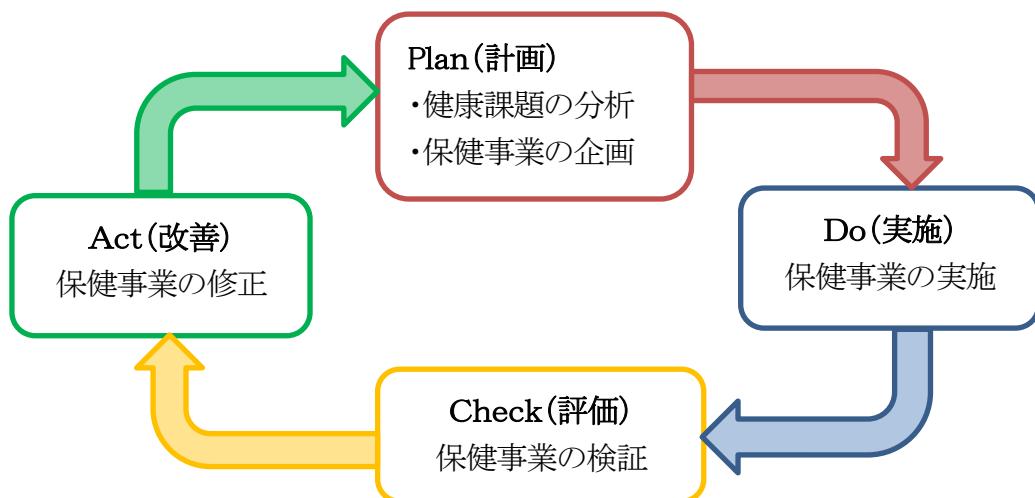
項目	公立学校共済現在値	当支部現在値	当支部目標値 (令和5年)	健康日本21、特定健診・保健指導の目標値	使用データ・情報等
特定健診受診率	83.6% (平成30年度)	86.6% (平成30年度)	90%	90%	特定健診データ
特定保健指導実施率	34.9% (平成30年度)	32.5% (平成30年度)	45%	45%	特定健診データ
40歳未満の人間ドック受診者数	— (平成30年度)	968人 (平成30年度)	1,000人	—	人間ドックデータ
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少	該当者12.3% 予備群11.4% (平成30年度)	該当者10.6% 予備群10.3% (平成30年度)	該当者8.7% 予備群9.4% (平成30年度)	25%減少 (平成20年対比)	特定健診データ
脂質異常症の減少 (LDLコレステロール160mg/dl以上者の割合)	男性13.7% 女性12.8% (平成30年度)	男性13.5% 女性12.4% (平成30年度)	男性6.2% 女性8.8% (令和4年度)	男性6.2% 女性8.8% (令和4年度)	特定健診データ
血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少 (HbA1cがJDC値8.0% (NGSP値8.4%) 以上の者の割合)	0.8% (平成30年度)	0.7% (平成30年度)	0.8%	1.0% (令和4年度)	特定健診データ
生活習慣の変化	食習慣 いくつあるが、公立学校共済の加入者の習慣がよくない割合が高いものが候補となると考える ①「人と比較して食べる速度が速い」の回答が「速い」人の割合 ②「就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある」の回答が「はい」の人の割合 ③「朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取している」の回答が「はい」の人の割合 ④「朝食を抜くことが週に3回以上ある」の回答が「はい」の人の割合	①45.1% ②36.0% ③80.4% ④9.2% (平成30年度)	①44.8% ②29.9% ③78.9% ④6.1% (平成30年度)	①42.8% ②16.9% ③77.9% ④5.1% (平成30年度)	— (特定健診データで確認できる項目が健康日本21にはない) 特定健診データ
	運動習慣 「1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している」の回答が「いいえ」の人の割合	76.3% (平成30年度)	73.1% (平成30年度)	20歳～64歳 男性 64% 女性 67% 65歳以上 男性 42% 女性 52% (令和4年度)	20歳～64歳 男性 64% 女性 67% 65歳以上 男性 42% 女性 52% (令和4年度)
	飲酒習慣 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている者（一日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上）の割合（国民栄養調査の基準）	男性12.1% 女性8.5% (平成30年度)	男性11.5% 女性6.5% (平成30年度)	男性11.2% 女性4.0% ※健康日本21では、1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の割合を目標値としている。	男性 13% 女性 6.4% (令和4年度) ※健康日本21では、1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の割合を目標値としている。
	睡眠・休養 「睡眠で休養が十分とれている」の回答が「いいえ」の人の割合	42.8% (平成30年度)	39.9% (平成30年度)	15%	15% (令和4年度)
健康意識の変化	喫煙習慣 「現在、たばこを習慣的に吸っている」の回答が「はい」の人の割合	11.0% (平成30年度)	10.5% (平成30年度)	10.5%	12% (令和4年度)
	「運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか?」の回答が「まだ開始していない」人の割合	74.0% (平成30年度)	69.4% (平成30年度)	69.3%	—
運動習慣づくり支援の利用者数	—	—	—	—	カウント
飲酒に関する啓発	広報の配布数（掲載数）	—	0件 (平成30年度)	1件	—
COPDの認知	広報の配布数（掲載数）	—	0件 (平成30年度)	1件	—
禁煙に関する啓発	セミナー参加者数	—	—	—	カウント
	広報の配布数（掲載数）	—	0件 (平成30年度)	1件	—
がん検診受診率 (もしくは費用補助の利用率)	胃がん	—	県、市町又は教職員互助組合で実施	50% (平成28年度)	費用補助の利用者数
	大腸がん	—		50% (平成28年度)	費用補助の利用者数
	肺がん	—		50% (平成28年度)	費用補助の利用者数
	乳がん	—		50% (平成28年度)	費用補助の利用者数
	子宮頸がん	—		50% (平成28年度)	費用補助の利用者数
	その他のがん	—		—	費用補助の利用者数
がんに関する啓発	広報の配布数（掲載数）	—	—	1件	—
メンタルヘルスに関する啓発	セミナー参加者数	—	2,121人 (平成30年度)	—	カウント
	広報の配布数（掲載数）	—	1件 (平成30年度)	1件	—
歯科習慣の変化	歯科健診受診者数	—	—	—	65% (令和4年度)
	広報の配布数（掲載数）	—	—	1件	—
個別性の高い情報提供の実施状況	実施の有無	—	—	—	カウント
	WEBツール：利用者数（率）	—	—	—	カウント
	冊子：配布数	—	—	—	カウント
個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブの実施状況	実施の有無	—	—	—	カウント
	利用者数（率）	—	—	—	カウント
職場とのコラボレーション	事業主の保健事業への協力状況を確認する全般的・網羅的なものではなく、例えば、特定健診や特定保健指導の事業への協力状況（健診データ提出の時間（速さ）、保健指導の職場での実施への協力（就業時間内実施）など）で確認することが現実的な方法と考える。	—	職場の健康づくり支援 講師派遣 93件 費用助成 29件 (平成30年度)	職場の健康づくり支援 講師派遣 110件 費用助成 30件 (平成30年度)	カウント

第5章 データヘルス計画の評価と見直し

1 健康・医療情報の活用及びP D C Aサイクルに沿った事業運営

保健事業の効果的かつ効率的な推進を図るために、健康・医療情報（健康診査の結果や診療報酬明細書等から得られる情報、各種保健医療関連統計資料その他の健康や医療に関する情報）を活用して、P D C Aサイクルに沿って事業運営を行うこととし、事業の運営に当たっては、費用対効果の観点も考慮することとしています。

保健事業のP D C Aサイクル



2 第2期データヘルス計画の基本的な考え方

当共済組合が取得することができる組合員等の健康情報に基づき、既存事業の効果を検証し、医療保険分野に係る国のI C T政策の動向を注視しつつ、健康情報の管理及び分析並びに活用をP D C Aサイクルとして年間事業計画へ組み込み、効果的な取組みを行うものとします。

例えば、支部で実施する運営審議会や検討委員会等において報告、検証し、次年度の事業の改善を図ることでデータヘルス計画の評価と見直しを効率的に進めることを考えています。

第6章 計画の公表・周知

第2期データヘルス計画の内容は、当支部ホームページ等において公表します。また、計画の概要及び個別の保健事業の普及等に関しては、リーフレット等により組合員へ配付し、周知を図ることとしています。

第7章 個人情報の保護

健康情報の管理、分析及び事業主（事業主の委託先も含む。）からの取得等に当たっては、個人情報保護法（平成15年法律第57号）、公立学校共済組合個人情報保護規程（平成17年3月16日制定）その他の関係法令等の規定を遵守し、慎重に取り扱うものとします。

第8章 備考

1 レセプトデータについて

レセプトの基礎データについては、各年度の4月から翌年3月までに社会保険診療報酬支払基金から請求があり、その月に医療費を支払った分の医科レセプト、DPC レセプトの電子化されたもの（紙レセプトデータを除く）を分析対象としています。なお、歯科レセプトについては、電子化が整備されていなかったため分析対象外としています。

2 組合員及び被扶養者データについて

組合員及び被扶養者データについては、各年度の4月1日～翌年の3月31日の間に1日でも資格を有していた者を抽出しています。

3 特定健診等データについて

特定健康診査及び特定保健指導の実績については、当共済組合本部において各支部の実績を取りまとめ、翌年度に国へ報告した結果データを対象としています。